

高梁市一般廃棄物処理基本計画

平成 23 年 3 月

高 梁 市

目 次

第 1 章 計画の位置付け

1 計画策定の背景	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	1
3 計画目標年度	2

第 2 章 地域の概要

1 位置及び地理的特性	3
2 気象	4
3 人口	4
4 産業構造	6
5 土地利用	6
6 将来計画等	7

第 3 章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状と課題	10
2 ごみ処理に係る目標	49
3 基本方針	51
4 ごみの排出抑制・再資源化のための取組	53
5 収集運搬計画	61
6 中間処理計画	62
7 最終処分計画	65
8 その他ごみ処理に関し必要な事項	66

第 4 章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題	68
2 生活排水処理に係る目標	72
3 基本方針	73
4 処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の将来予測	73
5 生活排水の処理計画	76
6 し尿及び汚泥の処理計画	77
7 その他処理に関し必要な事項	78

《巻末資料》

高梁市廃棄物減量等推進審議会委員
高梁市廃棄物減量等推進審議会条例

第1章 計画の位置付け

1 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしましたが、一方で廃棄物排出量の増加による環境への負荷が増大してきました。近年、このような環境負荷からの脱却に主眼を置いた循環型社会への転換が求められるようになっていきます。

国の施策については、環境基本法や循環型社会形成基本法の制定をはじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）等の各種関係法令の整備が進められています。第2次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理法に基づく基本方針においては、ごみ処理に係る具体的な数値目標が設定されています。

一方、高梁市（以下、「本市」という。）では、高梁市新総合計画において定めた『循環型のまち』を目指し、市民・事業者・行政が一体となり、廃棄物の発生を抑制するほか、ものの再利用によりごみを減らし、再資源化により再利用すること(3R活動)を促進しています。

こうした状況をふまえ、一般廃棄物処理について、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的かつ計画的に推進するための指針として、「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画と関連計画・法律との関係は、図1-1に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性の図られたものとします。

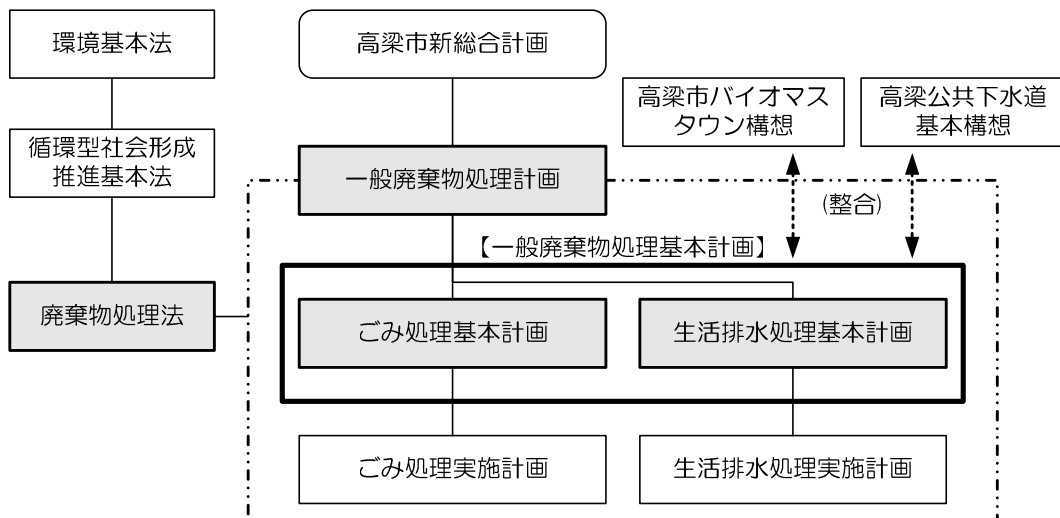


図1-1 本計画と関連計画・法律との関係

3 計画目標年度

3.1 計画対象期間

本計画の対象期間は、平成 23 年度～32 年度までの 10 年間とします。

3.2 計画目標年度

本計画の目標年度は、10 年後の平成 32 年度とします。また、5 年後の平成 27 年度を中間目標年度とし、計画の見直しを行います。

第2章 地域の概要

1 位置及び地理的特性

本市の位置は、図 2-1 に示すとおりです。

本市は、県中西部に広がる吉備高原に位置しており、面積 547.01km² で県土の約 7.7% を占めています。市域の約 78% は山林、原野が占めています。年間を通じて霧の発生が多く、高原部では昼夜の温度差が大きくなるのが特徴といえます。

市の中央部には県下三大河川のひとつ、高梁川が南北に貫流し、高梁川、成羽川及び有漢川の流域の平地に市街地が広がり、その他は、急峻な傾斜部及び起伏が激しい高原部に集落が点在しています。

河川の流れや水辺の風景と高原部の耕地や豊かな森林環境は、古きよき町並みを残す都市空間とのどかな農村風景があいまって、ともに美しい生活空間を形成しています。

豊かな自然環境と特徴的な気候風土から、ぶどう、桃、トマト、松茸、ゆず、銀杏、栗、お茶等の良質な農林産品、鮎等の水産品にも恵まれています。

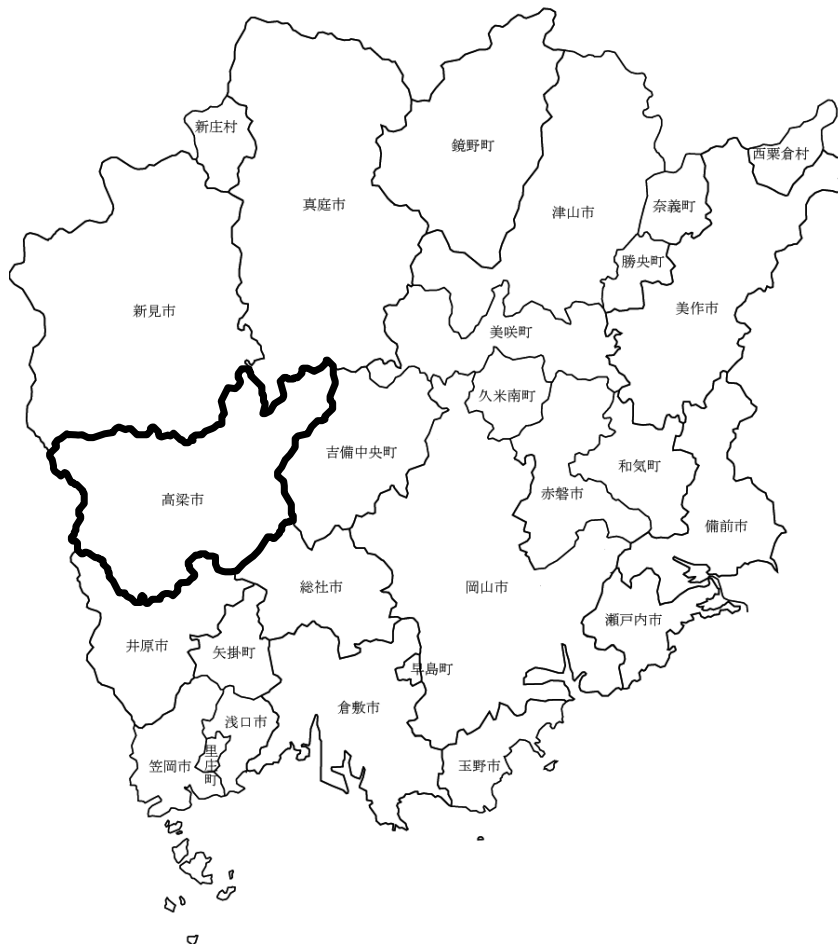


図 2-1 位置図（平成 22 年度現在）

2 気象

本市の気象の概要は、図 2-2 に示すとおりです。

本市は高原部に位置するため、昼夜の温度差が大きいものの、低地部は比較的温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は 14℃前後、年間平均雨量は 1,200～1,500mm 程度です。年間を通じて霧の発生も多く、冬季には降霜や降雪も見られます。

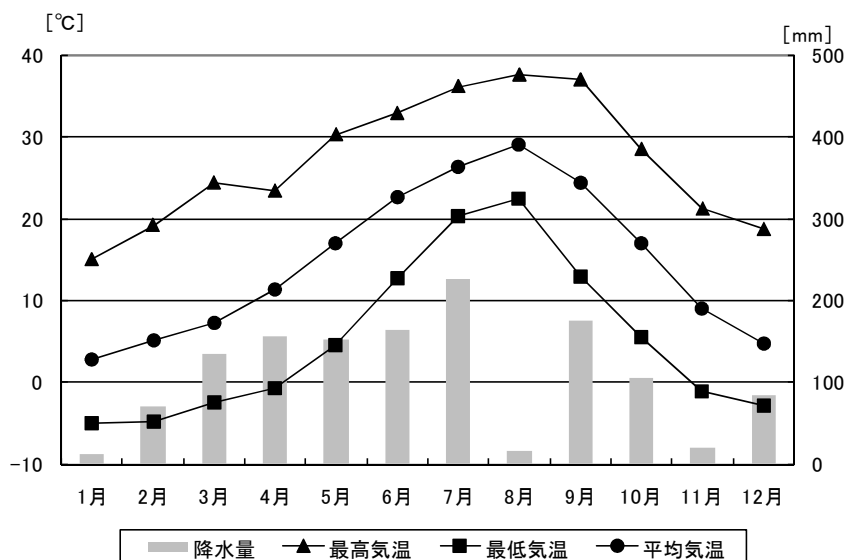


図 2-2 気象の概要（高梁観測所（平成 22 年））

3 人口

3.1 人口の推移

本市の人口の推移は、図 2-3 に示すとおりです。

平成 21 年 9 月 30 日現在の総人口は 34,908 人、人口密度は 63.82 人/km²となっています。人口は、減少傾向で推移しています。

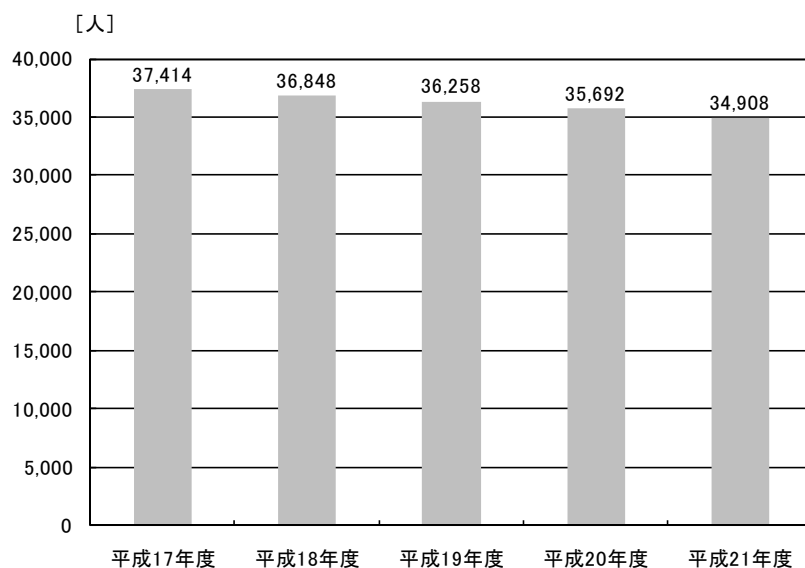


図 2-3 人口の推移（9 月 30 日現在）

3.2 年齢階層別人口

平成 17 年における年齢階層別人口は、図 2-4 に示すとおりです。

年齢階層別人口では、70～79 才の構成比が 15.8%と最も高く、次いで、80 才以上の 10.7%となっており、70 才以上の人口の構成比が約 26%を占めます。

また、市内には吉備国際大学及び同大学の短期大学部があるため、15～19 才及び 20～24 才の構成比も高くなっています。

年少人口の構成比は 10.3%、生産年齢人口の構成比は 50.5%、老年人口の構成比は 39.2%となっており、生産年齢人口の構成比が最も高くなっています。

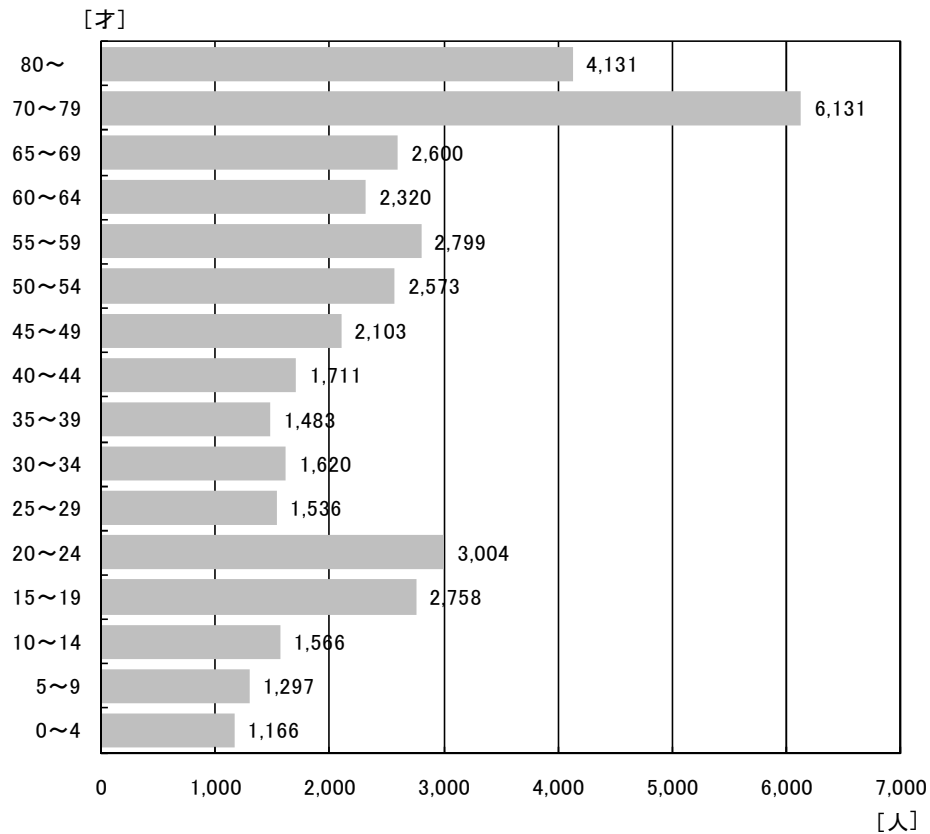


図 2-4 年齢階層別人口（平成 17 年）

4 産業構造

本市の産業別就業者数は、表 2-1 に示すとおりです。

第三次産業の比率が最も高く、約 52%を占めており、次いで第二次産業が 29%となっています。

表 2-1 産業別就業者数

		昭和 35 年 (1960)	昭和 45 年 (1970)	昭和 55 年 (1980)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)
総人口		68,494	53,270	47,013	44,039	43,115	41,077	38,799
就業総人口		35,265	30,490	26,434	23,415	22,582	20,073	18,397
第一次 産業	就業人口	22,549	13,935	7,818	5,604	4,886	3,725	3,547
	比率	63.9	45.7	29.6	23.9	21.6	18.6	19.3
	増減率	—	-38.2	-43.9	-28.3	-12.8	-23.8	-4.8
第二次 産業	就業人口	4,115	6,849	8,344	8,077	7,717	6,340	5,342
	比率	11.7	22.5	31.6	34.5	34.2	31.6	29.0
	増減率	—	66.4	21.8	-3.2	-4.5	-17.8	-15.7
第三次 産業	就業人口	8,593	9,687	10,263	9,730	9,975	9,993	9,508
	比率	24.4	31.8	38.8	41.6	44.2	49.8	51.7
	増減率	—	12.7	5.9	-5.2	2.5	0.2	-4.9
分類不能		8	19	9	4	4	15	0

5 土地利用

本市の土地利用状況は、表 2-2 に示すとおりです。

平成 22 年 1 月 1 日現在においては、山林の構成比が最も高く、77.8%を占めています。宅地の構成比は、わずか 1.6%です。

表 2-2 土地利用の状況

		宅地	農地		山林	原野	その他	計
			田	畑				
平成 17 年 1 月 1 日現在	面積 [km ²]	8.43	25.53	20.70	425.33	13.39	53.63	547.01
	構成比 [%]	1.5	4.7	3.8	77.8	2.4	9.8	100
平成 22 年 1 月 1 日現在	面積 [km ²]	8.62	25.55	20.93	425.29	15.53	51.09	547.01
	構成比 [%]	1.6	4.7	3.8	77.8	2.8	9.3	100

6 将来計画等

6.1 高梁市新総合計画の概要

【趣 旨】

本市では、平成 17 年度に、新市まちづくり計画を柱とする「高梁市総合計画」を策定し、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間にわたるまちづくり像を描き、各種施策を進めてきました。しかし、社会経済情勢は急激に変化しており、国と地方、自治体と民間が担うそれぞれの役割に対する考え方や、市民ニーズ等にも変化が生じてきており、国全体が人口減少社会へと移行する中で、社会経済の様々な仕組みや制度の見直しが喫緊の課題となっています。

本市においても、人口減少と少子高齢化への対応や集落機能の低下、基幹産業である農業の担い手不足と荒廃地の増大といった様々な課題に早急に対応していく必要があります。

さらに、合併特例期間の終了による普通交付税の段階的な削減を見据えた計画的な財政運営も必要となっています。

このような本市を取り巻く状況の変化や多くの課題に対応していくためには、社会状況の変化を迅速かつ的確に捉え、将来を見据えた構想と限られた財源のなかで、市の政策や目標を明確にするとともに、市民と行政の役割についても「自助・互助・公助」の協働体制のもとに「経営の視点」を取り入れた計画的なまちづくりを一層進めなければなりません。

こうした背景を踏まえ、現総合計画の見直しを行い、より具体的で分かりやすく実効性の高いまちづくりの展開を図るため、「高梁市新総合計画」を策定しました。

【計画の役割】

高梁市新総合計画は、以下の役割を果たします。

- (1) 本市の市政全般における最上位計画としての役割を果たします。
- (2) 市民・民間・行政が共通のまちづくり理念のもとに、将来目標の実現に向け、力をあわせて取り組むためのまちづくり指針としての役割を果たします。
- (3) 国・県・近隣都市との連携・協力を進めていく上での基本指針としての役割を果たします。

【計画の期間】

基本構想の計画期間は平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

また、基本計画の計画期間は、基本構想の 10 年間で 2 つの期間に分け、前期を平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年、後期を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年とします。

さらに、実施計画については、計画期間を 3 年とし、毎年度ローリング方式による見直しを行うこととします。

【廃棄物の適正処理について】

廃棄物の適正処理については、本総合計画の基本計画編第2章第2節に記載されており、概要は以下のとおりです。

《めざすまちの姿》

市民・事業者・行政が一体となり、廃棄物の発生を抑制するほか、ものの再使用によりごみを減らし、再資源化により再利用すること（3R活動）を促進し、「循環型のまち」になっています。

《主要施策項目の展開方針》

1 ごみの適正な処理を推進します

- ・ごみステーションの設置（新設及び修繕）に助成を行います。
- ・ごみ処理の効率化に努めるとともに、ごみ分別の徹底とさらなる分別により、ごみの減量化を進め、焼却施設の適正な整備による長寿命化及び最終処分場残容量の確保を図ります。

2 ごみの減量化・分別・リサイクルを進めます

- ・市民・事業者等にごみの減量化・分別排出の徹底について指導するとともに、広報紙等を通じて啓発します。
- ・資源を有効に利用するため、各種資源のリサイクル又使用可能な物の再使用を推進します。
- ・各種団体による資源収集に対して助成を行います。
- ・ごみの減量化を目指し、分別の細分化によりリサイクルを進め、再資源化に努めます。
- ・ごみの減量化や省資源化のためマイバックの利用促進を図ります。
- ・ごみ処理問題への関心の喚起などを目的としたごみ処理の有料化について検討していきます。
- ・バイオマスタウン構想に基づき、再生可能な有機性資源を活用した堆肥化事業等により、ごみの減量化と再資源化を推進します。

6.2 バイオマスタウン構想の概要

バイオマスタウンのイメージは、図2-5に示すとおりです。

本構想では、地域の特性を生かし、「地域環境と共生した農林業及び観光で生きがいを持って働き続けるしくみづくり」、「環境産業の振興が福祉につながり、しかも持続可能なまちづくり」を目指しています。また、持続可能なまちづくりの基盤となる農林業等からの再生可能な有機性資源（バイオマス）を、人的・知的資源である大学や福祉等と連携し利活用することによって、環境福祉産業へと発展させるための社会システムの構築を目指します。

さらに、バイオマスを活用することにより地域環境の整備、ごみ減量化及び循環型社会の実現も期待できると考えます。

以上をふまえ、本構想の基本理念を「環境福祉バイオマスタウンたかはし」とし、その実現に向けて、「農業プロジェクト」・「森林保全プロジェクト」・「観光プロジェクト」・「大学プロジェクト」・「小学校プロジェクト」の5つのプロジェクトについて、地域や学校、福祉施設等との連携を図りながら推進していきます。

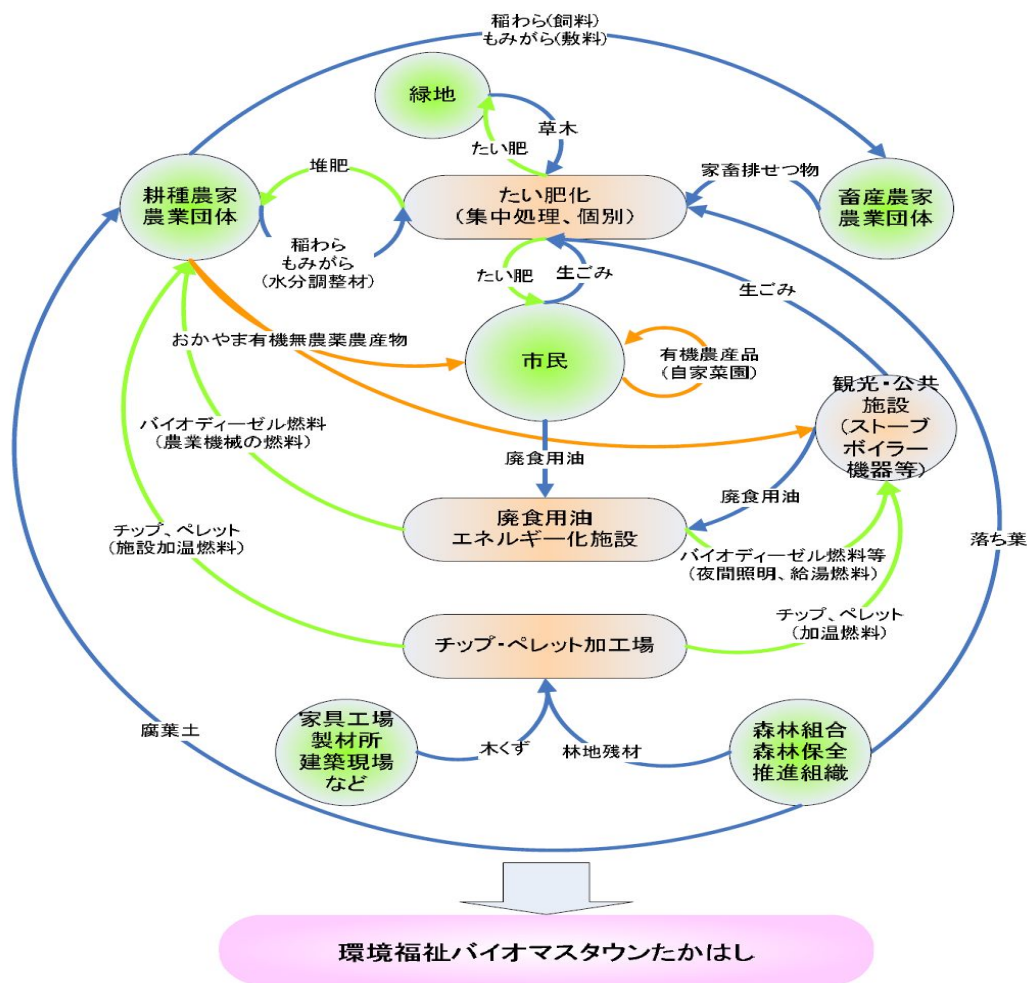


図 2-5 バイオマスタウン構想のイメージ

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状と課題

1.1 ごみ処理の現状

1.1.1 ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れは図3-1、ごみ処理施設の位置は図3-2に示すとおりです。

本市では、高梁地域事務組合のクリーンセンターにおいて、ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

燃やせるごみは、焼却施設で焼却処理し、焼却後に発生する焼却残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

燃やせないごみは、事前選別を行った後、粗大ごみ処理施設で破碎・選別し、可燃物は焼却施設で焼却処理しています。また、磁選物（鉄等）は資源化、不燃粗大残渣は一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源ごみは、リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、ストックヤードに保管後、引取業者や指定法人に引き渡しています。

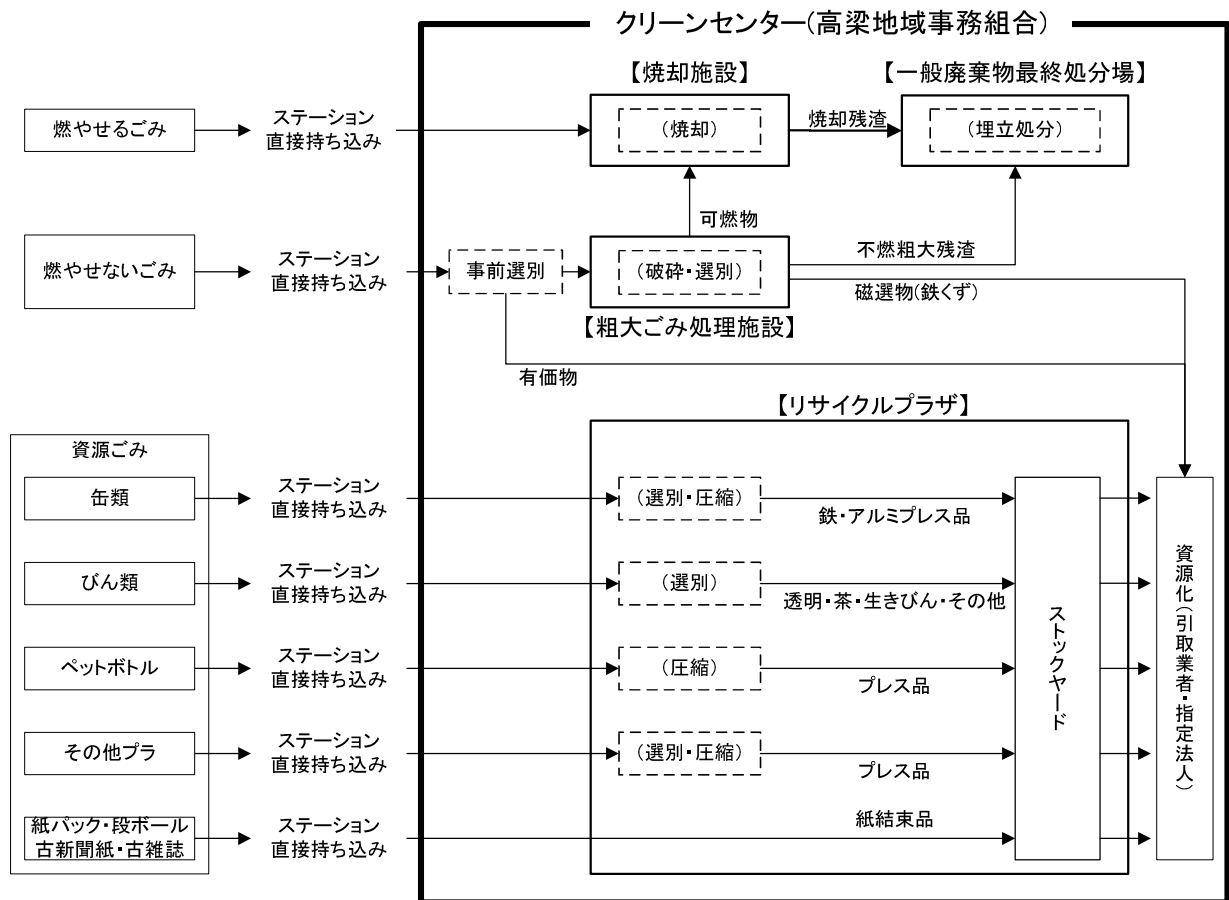


図3-1 ごみ処理の流れ

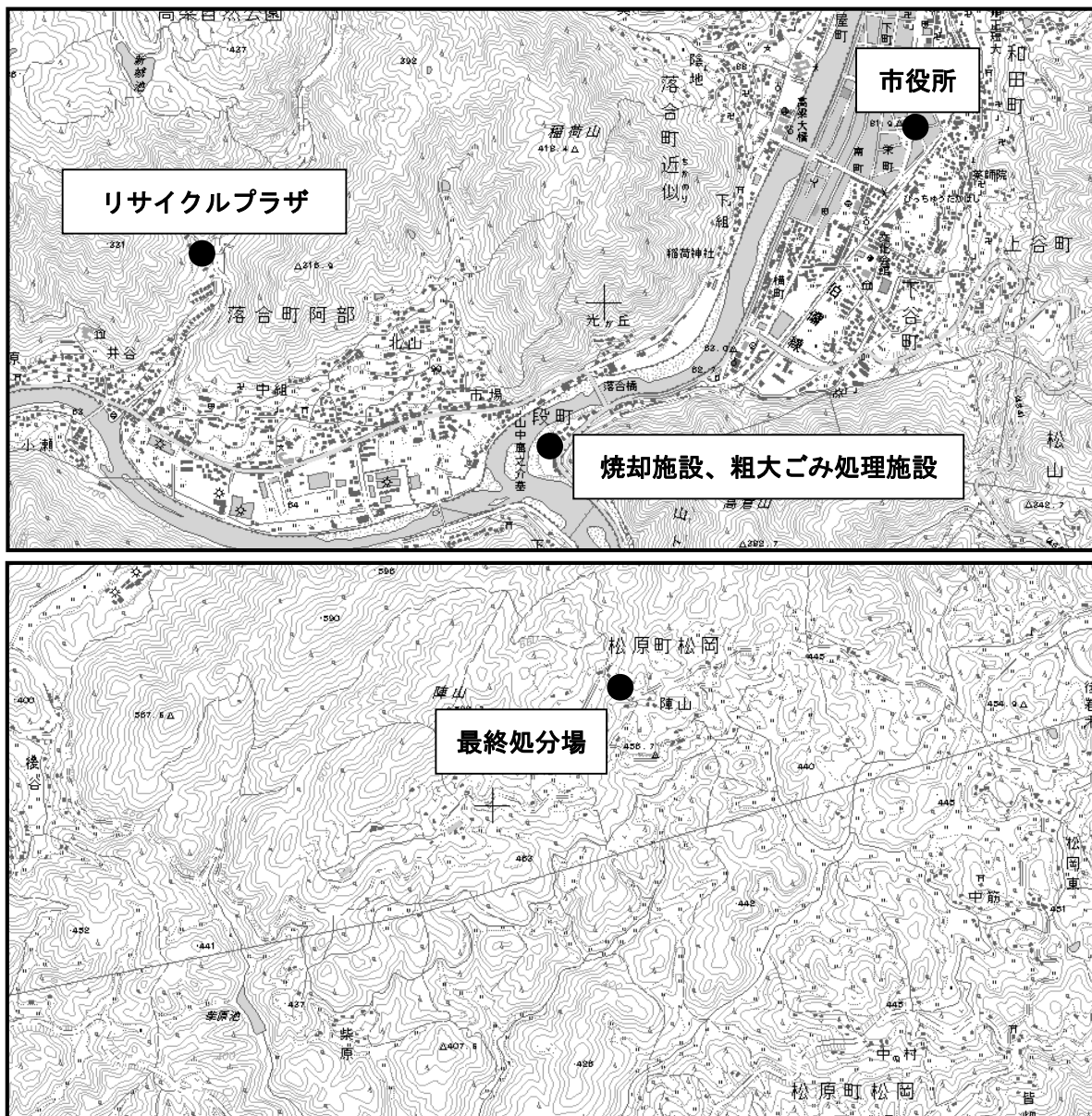


図 3-2 クリーンセンターの位置図

1.1.2 ごみ排出量の推移

(1) 総排出量

ごみの総排出量の推移は、図 3-3 及び表 3-1 に示すとおりです。

総排出量は減少傾向にあり、平成 17 年度は 12,856t/年、平成 21 年度は 11,961t/年となっています。

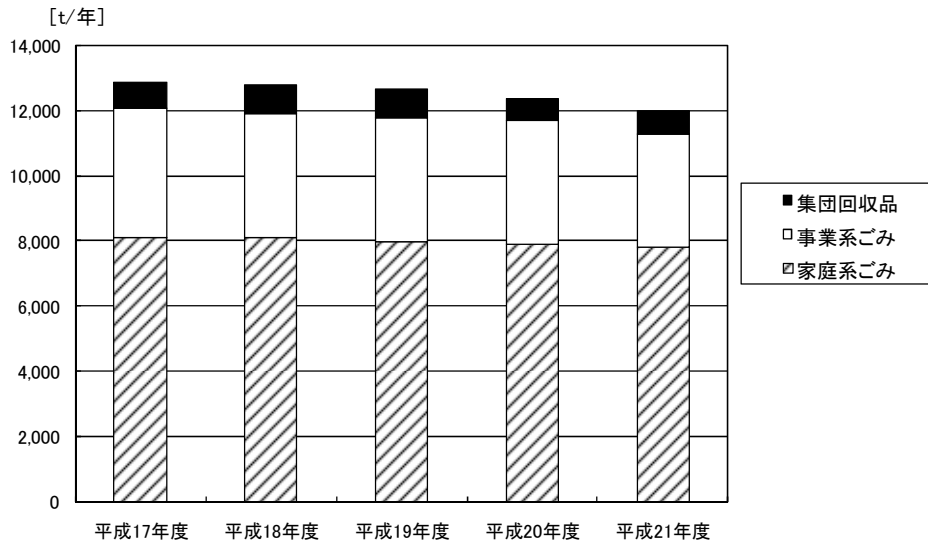


図 3-3 (1) ごみ総排出量の推移 (排出源別)

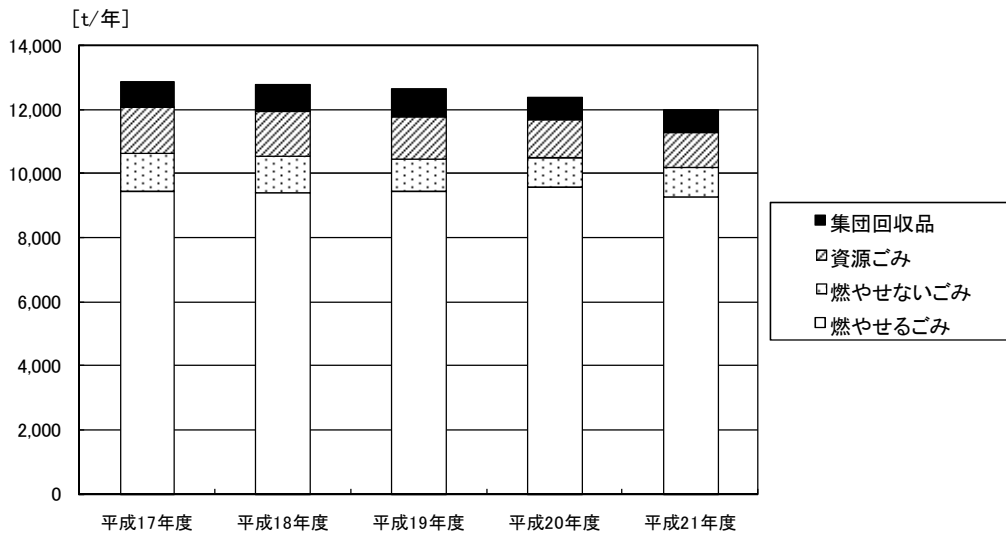


図 3-3 (2) ごみ総排出量の推移 (ごみ種別)

表 3-1 ごみ総排出量の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
家庭系 [t/年]	燃やせるごみ	5,846	5,948	5,960	6,056	6,083
	燃やせないごみ	871	854	756	678	663
	資源ごみ	1,364	1,304	1,241	1,133	1,050
	家庭系ごみ計	8,081	8,106	7,957	7,867	7,796
事業系 [t/年]	燃やせるごみ	3,576	3,428	3,446	3,485	3,183
	燃やせないごみ	312	283	271	240	228
	資源ごみ	85	90	87	71	69
	事業系ごみ計	3,973	3,801	3,804	3,796	3,480
集団回収品 [t/年]		802	861	880	685	685
合計 [t/年]		12,856	12,768	12,641	12,348	11,961

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3-4 に示すとおりです。

排出量は、全体的には減少傾向にあります。一方、図 3-5 及び表 3-2 に示す資源ごみの内訳をみると、その他プラスチックや紙類等が減少していることから、これらの資源ごみの燃やせるごみへの混入が燃やせるごみの増加に起因している可能性があります。

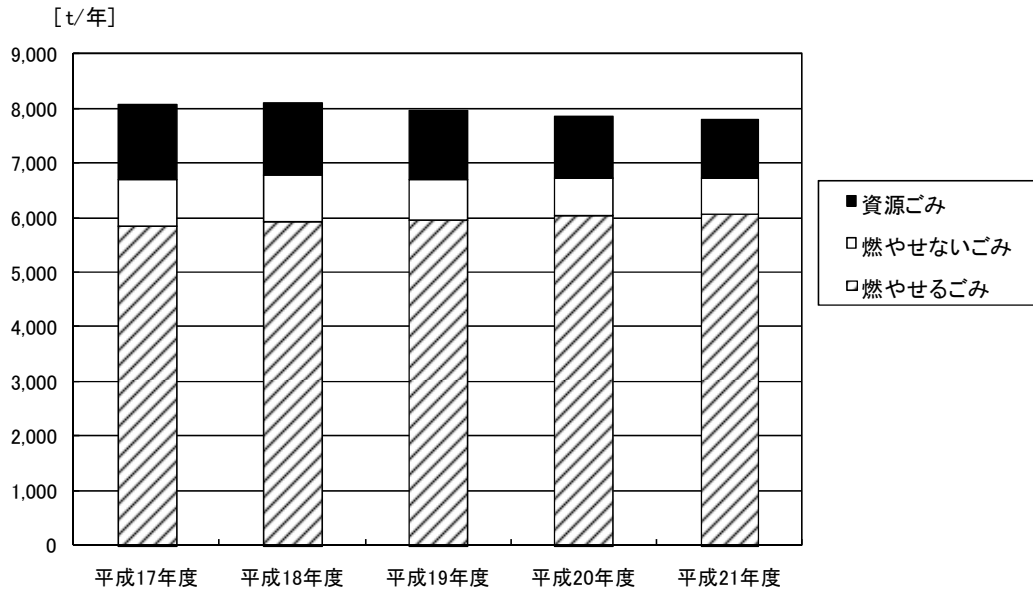


図 3-4 家庭系ごみ排出量の推移

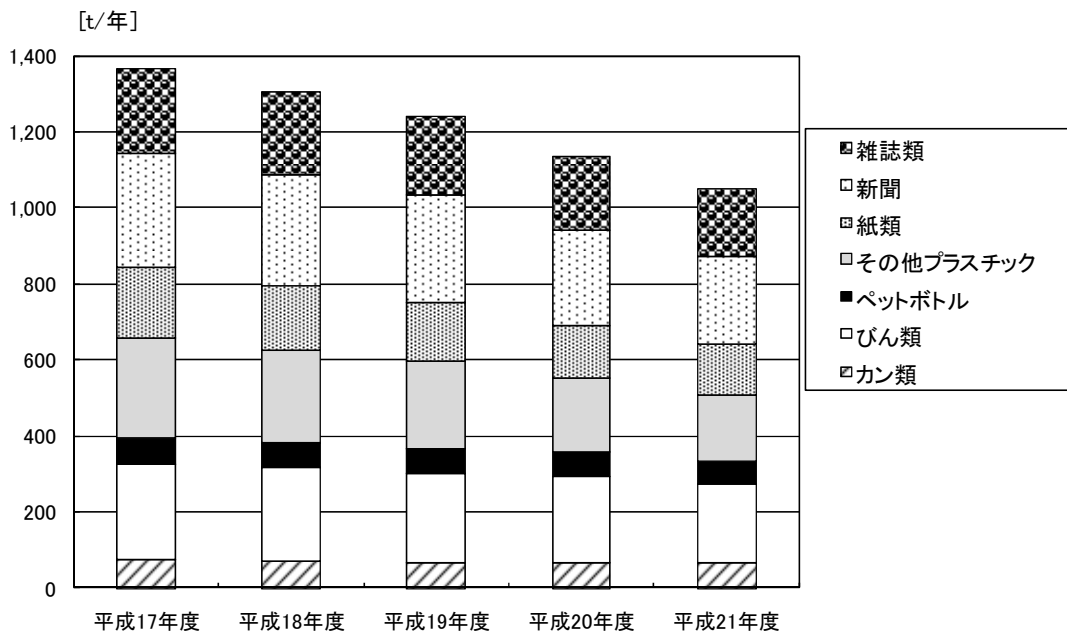


図 3-5 家庭系資源ごみ排出量の推移

表 3-2 家庭系資源ごみ排出量の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
カン類	75	72	66	65	65
びん類	252	244	237	228	209
ペットボトル	66	65	65	63	59
その他プラスチック	266	245	230	197	175
紙類	183	169	154	135	132
新聞	303	293	283	253	233
雑誌	219	216	206	192	177
合計	1,364	1,304	1,241	1,133	1,050

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3-6 に示すとおりです。

排出量は、平成 18 年度～20 年度はほぼ横ばいで推移していましたが、平成 21 年度は大きく減少しました。

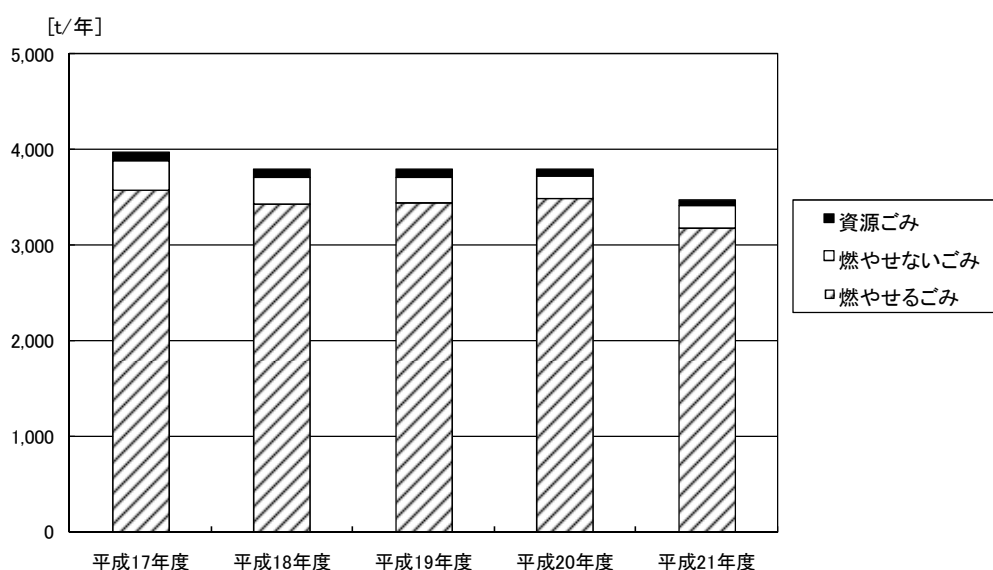


図 3-6 事業系ごみ排出量の推移

(4) 排出原単位

① 排出原単位の推移

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出原単位の推移は、図 3-7～図 3-9 及び表 3-3～表 3-5 に示すとおりです。

事業系ごみの排出原単位は減少傾向にありますが、家庭系ごみの排出原単位は増加傾向にあります。また、家庭系ごみのごみ種ごとの排出原単位は図 3-8 に示すとおりですが、増加傾向にあるのは燃やせるごみのみとなっています。家庭系ごみ全体の排出原単位の増加は、排出量の約 80%を占める燃やせるごみの排出原単位の増加に起因しています。

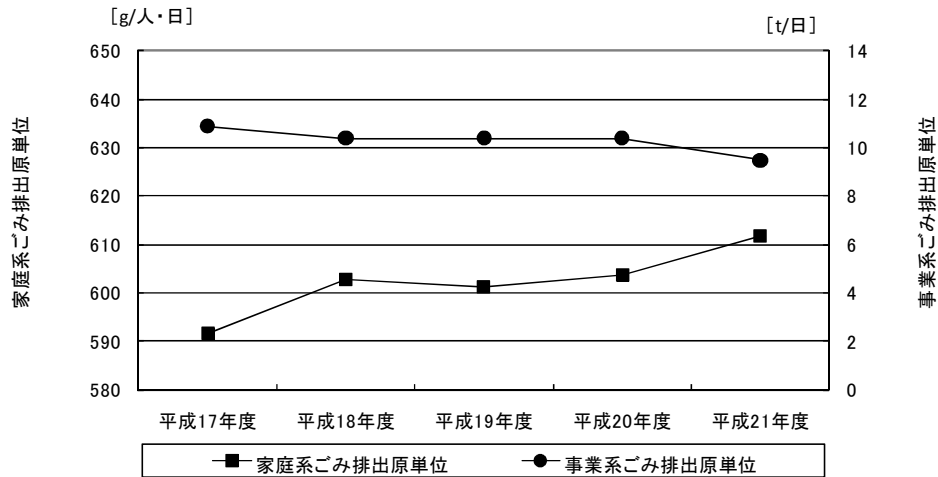


図 3-7 排出原単位の推移

表 3-3 排出原単位の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
家庭系ごみ [g/人・日]	591.8	602.7	601.2	603.9	611.8
事業系ごみ [t/日]	10.9	10.4	10.4	10.4	9.5

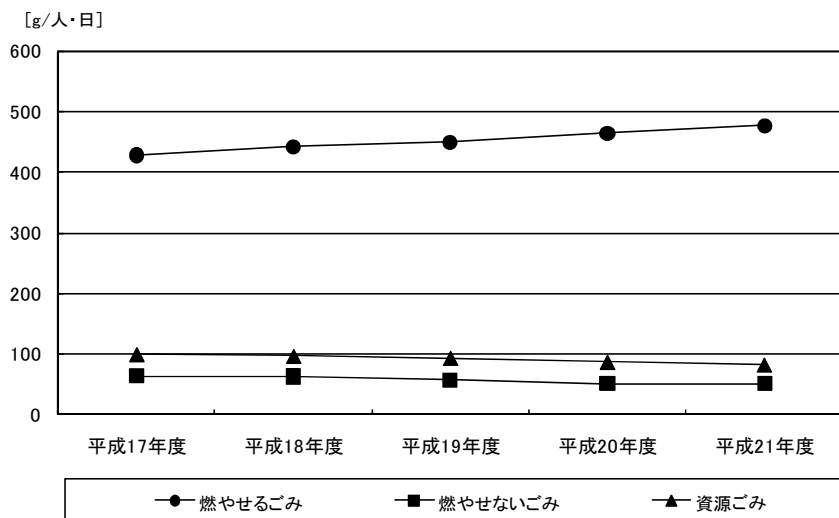


図 3-8 家庭系ごみ排出原単位の推移

表 3-4 家庭系ごみ排出原単位の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
燃やせるごみ [g/人・日]	428.1	442.2	450.3	464.9	477.4
燃やせないごみ [g/人・日]	63.8	63.5	57.1	52.0	52.0
資源ごみ [g/人・日]	99.9	97.0	93.8	87.0	82.4
合計 [g/人・日]	591.8	602.7	601.2	603.9	611.8

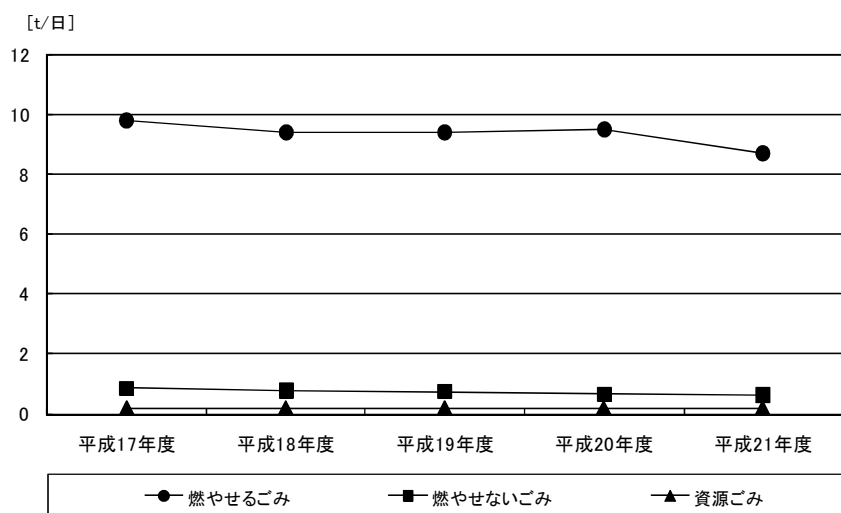


図 3-9 事業系ごみ排出原単位の推移

表 3-5 事業系ごみ排出原単位の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
燃やせるごみ [t/日]	9.8	9.4	9.4	9.5	8.7
燃やせないごみ [t/日]	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6
資源ごみ [t/日]	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
合計 [t/日]	10.9	10.4	10.4	10.4	9.5

② 全国平均等との比較

ごみの排出原単位の全国平均等との比較は、図 3-10 及び表 3-6 に示すとおりです。

本市のごみ排出原単位は約 940~960g/人・日であり、全国平均や岡山県平均と比較すると少なくなっています。

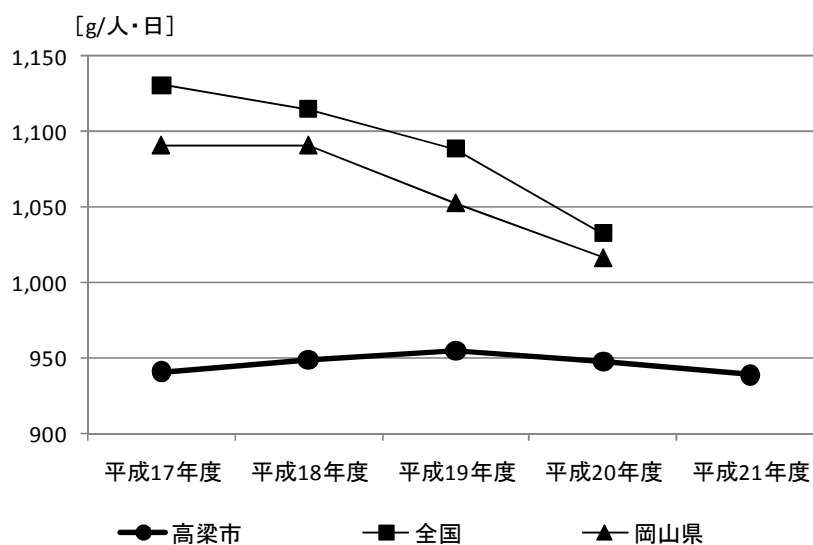


図 3-10 ごみの排出原単位の全国平均等との比較

表 3-6 ごみの排出原単位の全国平均等との比較

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
高梁市 [g/人・日]	941	949	955	948	939
全国平均 [g/人・日]	1,131	1,115	1,089	1,033	未発表
岡山県平均 [g/人・日]	1,091	1,091	1,053	1,017	未発表

※ 家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及び集団回収量の合計値を人口で除して算出

【排出原単位について】

◆家庭系ごみの排出原単位

家庭系ごみの排出原単位は、家庭から 1 人 1 日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

家庭系ごみの排出原単位 [g/人・日]

$$= \text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]}$$

◆事業系ごみの排出原単位

事業系ごみの排出原単位は、事業所から 1 日あたりどのくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

事業系ごみの排出原単位 [t/日]

$$= \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \div 365 \text{ [日/年]}$$

◆ごみの排出原単位

ごみの排出原単位は、本市から 1 年間に排出されるごみの量を 1 人 1 日あたりの量に換算したものであり、下式で算出されます。

ごみの排出原単位 [g/人・日]

$$= (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} + \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} + \text{集団回収量 [t/年]}) \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]}$$

1.1.3 燃やせるごみの性状

(1) 焼却施設のピットごみ

焼却施設における平成 17 年度～21 年度のごみ質分析結果は、図 3-11 及び表 3-7 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、40%以上を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂類が約 20%、厨芥類が約 10～20%と続き、この 3 品目で約 80%を占めます。三成分については、水分及び可燃分がそれぞれ 40～50%を占めています。可燃分は増加傾向にあります。低位発熱量は 6,000～8,400kJ/kg 程度であり、可燃分の増加に伴い増加傾向にあります。

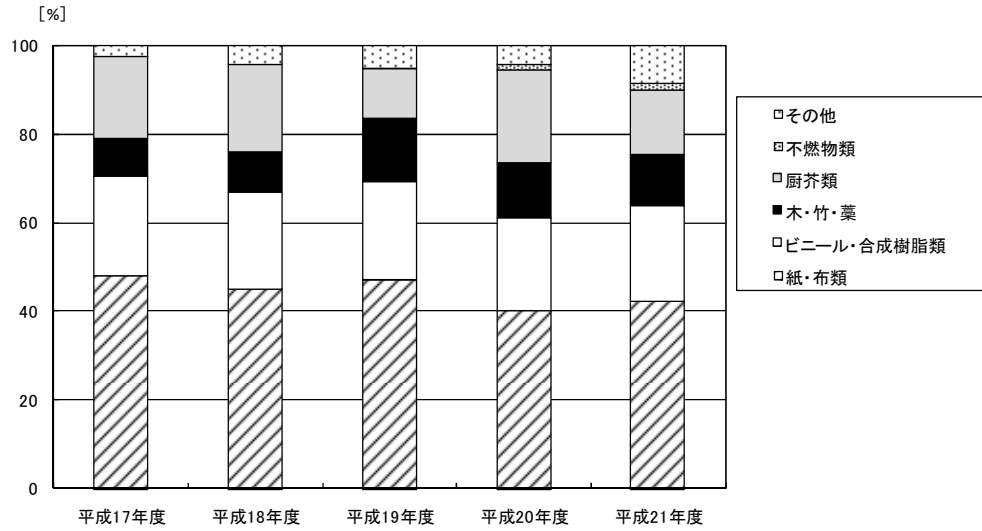


図 3-11 (1) ごみ質分析結果 (ごみ組成の推移 (乾重量ベース))

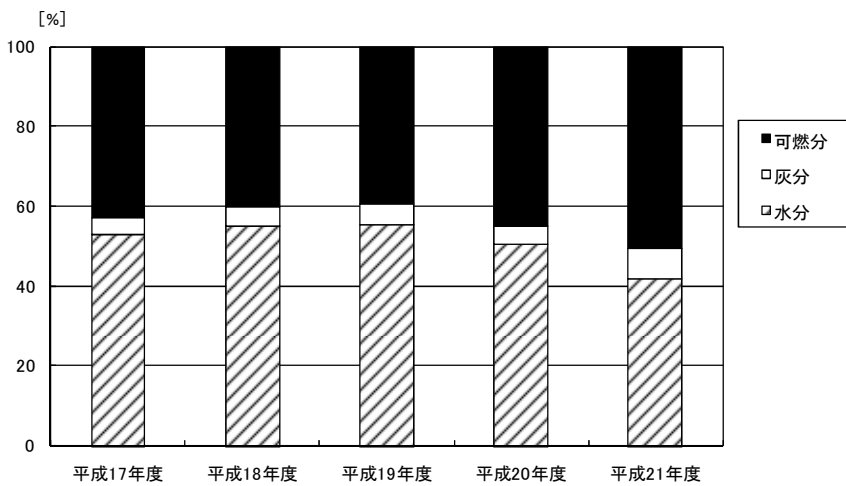


図 3-11 (2) ごみ質分析結果 (三成分)

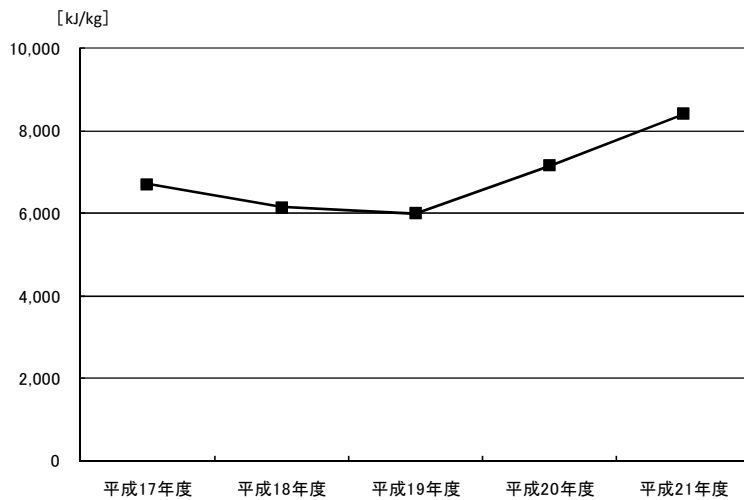


図 3-11 (3) ごみ質分析結果 (低位発熱量)

表 3-7 ごみ質分析結果

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
組成 [%]	紙・布類	48.0	45.0	47.0	40.0	42.3
	ビニール・合成樹脂	22.4	21.7	22.4	21.0	21.3
	木・竹・藁	8.7	9.3	14.1	12.5	11.7
	厨芥類	18.4	19.5	11.4	20.9	14.6
	不燃物類	0.0	0.0	0.0	1.4	1.5
	その他	2.6	4.5	5.2	4.3	8.7
三成分 [%]	水分	53.1	55.2	55.6	50.6	42.1
	灰分	4.2	4.9	5.2	4.7	7.6
	可燃分	42.7	40.0	39.3	44.8	50.3
低位発熱量 [kJ/kg]		6,713	6,150	6,008	7,160	8,418

(2) クリーンセンターごみ

クリーンセンターにおいて、計量後のごみ収集車から無作為に抽出した家庭系燃やせるごみの組成は、図 3-12 に示すとおりです。

厨芥類の割合は約 30~50%、紙類の割合は約 30~45%、ビニール・合成樹脂は約 10~13%となっており、当該 3 品目で全体の約 90%を占めます。

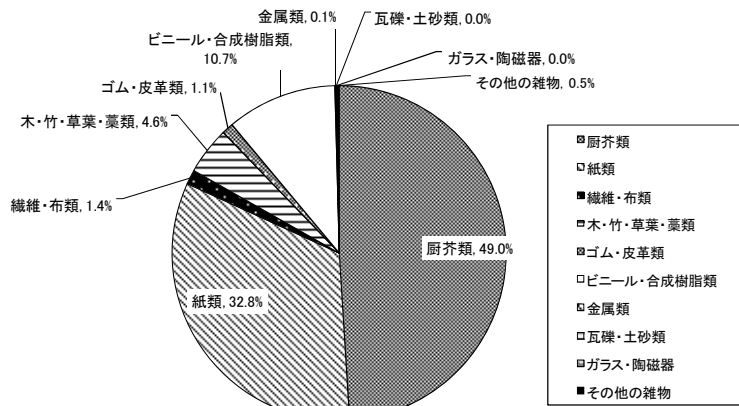


図 3-12 (1) 夏季調査結果 (湿重量ベース)

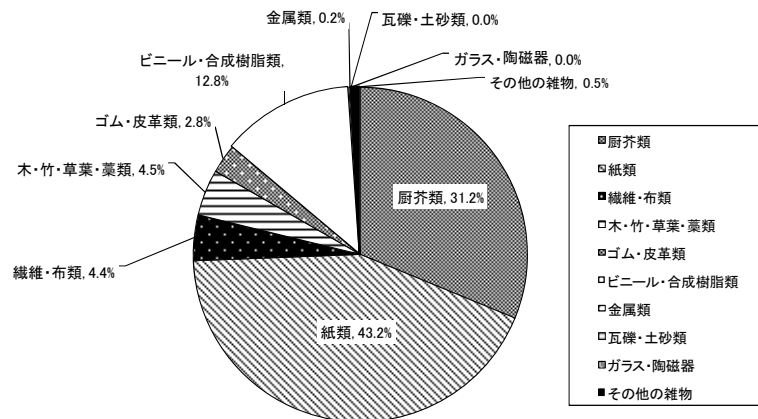


図 3-12 (2) 秋季調査結果 (湿重量ベース)

1.1.4 排出抑制・資源化の現状

(1) 排出抑制・資源化に係る取組状況

① クリーンセンター見学等

クリーンセンターの施設見学者数及び紙すき等体験者数の推移は、図 3-13～図 3-14 及び表 3-8 に示すとおりです。

施設見学者数及び紙すき等の体験者数とも、減少傾向にあります。

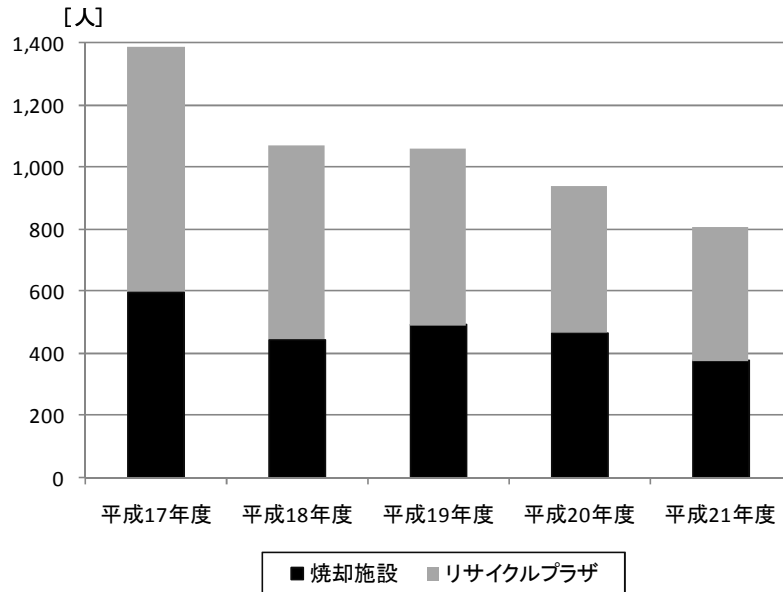


図 3-13 施設見学者数の推移

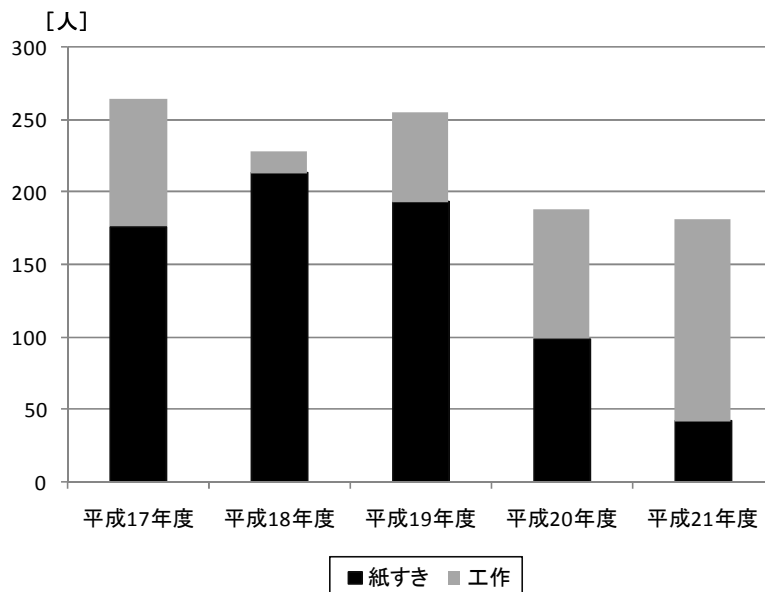


図 3-14 紙すき等体験者数の推移

表 3-8 施設見学者数及び紙すき等体験者数の推移

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
見 学	焼却施設 [人]	597	443	490	466	377
	リサイクルプラザ [人]	790	627	566	472	427
	合計 [人]	1,387	1,070	1,056	938	804
体 験	紙すき [人]	176	213	193	99	42
	工作 [人]	88	15	62	89	139
	合計 [人]	264	228	255	188	181

② ごみ減量化協力団体報奨金

ごみ減量化協力団体報奨金等の推移は、図 3-15 及び表 3-9 に示すとおりです。
登録団体数はほぼ横ばいですが、報償金額は減少傾向にあります。

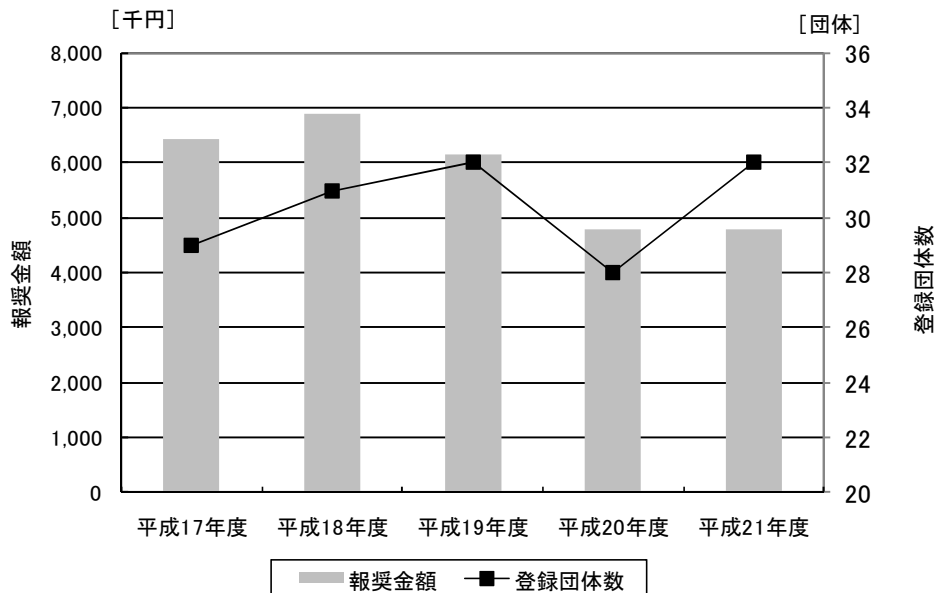


図 3-15 ごみ減量化協力団体報奨金等の推移

表 3-9 ごみ減量化協力団体報奨金等の推移

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
登録団体数	学校・PTA	20	25	26	20	25
	子供会	1	1	1	1	1
	婦人会	1	1	1	1	1
	自治会	1	1	1	1	1
	その他	6	3	3	5	4
	報奨金額 [千円]	6,416	6,884	6,163	4,796	4,797

③ 生ごみ処理機設置補助

生ごみ処理機設置補助の実績は、図 3-16 及び表 3-10 に示すとおりです。

平成 18 年度以降は、補助機数は 10~20 基程度、補助金額は 150~250 千円程度となっています。なお、補助金額の上限は、平成 18 年度までは 15,000 円/基、平成 19 年度以降は 13,000 円/基となっています。

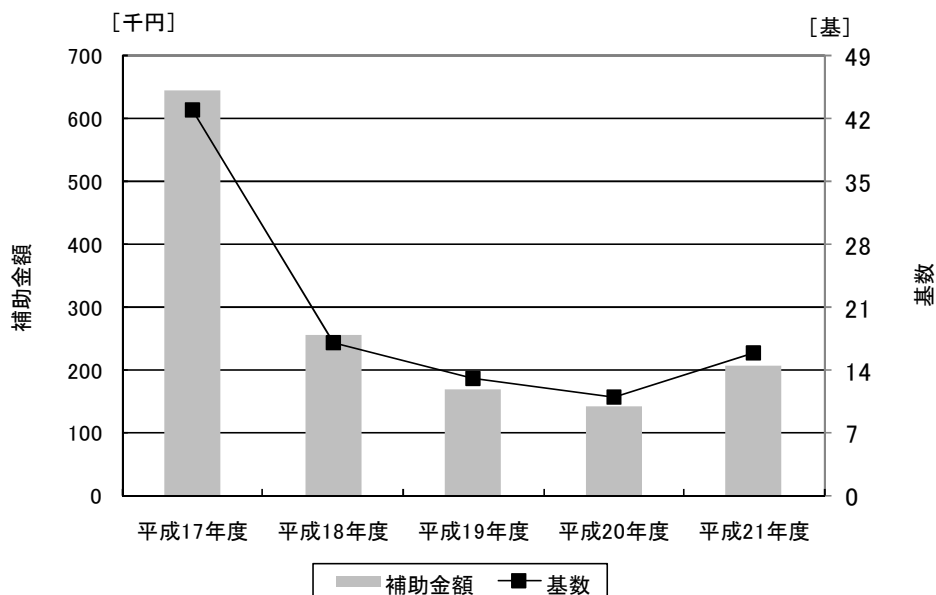


図 3-16 生ごみ処理機設置補助の実績

表 3-10 生ごみ処理機設置補助の実績

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
基数 [基]	43	17	13	11	16
補助金額 [千円]	645	255	169	143	208

(2) 資源化の実績

リサイクル率等の推移は、図 3-17 及び表 3-11 に示すとおりです。

リサイクル率は減少傾向にあります。

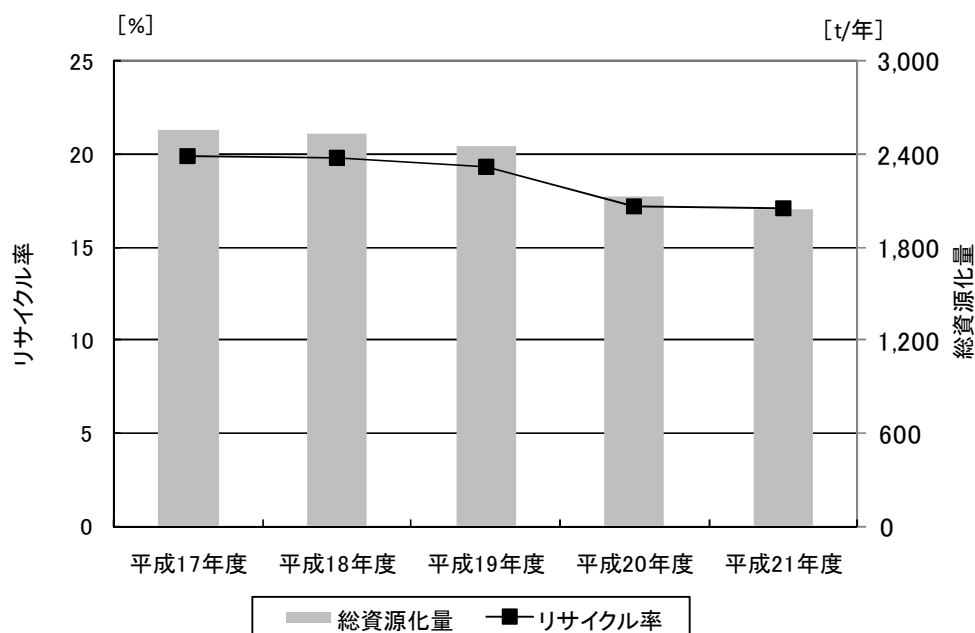


図 3-17 リサイクル率等の推移

表 3-11 リサイクル率等の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ごみ総排出量 [t/年]	12,856	12,768	12,641	12,348	11,961
総資源化量 [t/年]	2,559	2,527	2,445	2,119	2,043
処理後再生利用量	1,757	1,666	1,565	1,434	1,358
直接資源化量	0	0	0	0	0
集団回収量	802	861	880	685	685
リサイクル率※ [%]	19.9	19.8	19.3	17.2	17.1

※ リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量×100

また、集団回収量の推移は、図 3-18 及び表 3-12 に示すとおりです。

集団回収量は、平成 17 年度～19 年度までは増加傾向にありましたが、平成 20 年度に大きく減少しました。内訳をみると、新聞紙・ダンボール・雑誌が全体の約 85%を占めています。

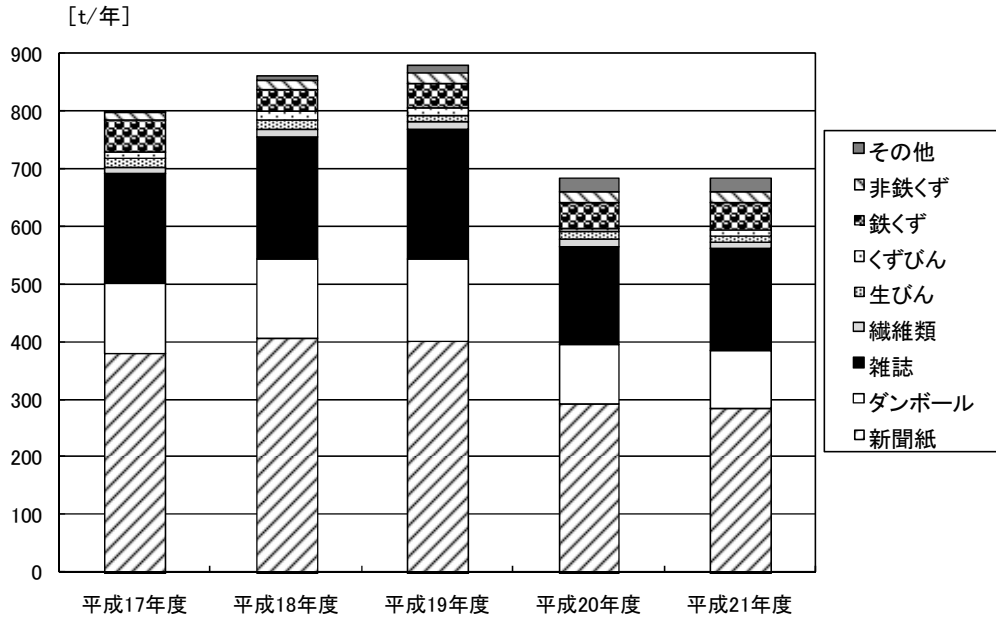


図 3-18 集団回収量の推移

表 3-12 集団回収量の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
新聞紙 [t/年]	381	407	403	294	286
ダンボール [t/年]	123	139	142	103	101
雑誌 [t/年]	189	210	223	169	176
繊維類 [t/年]	12	13	15	13	12
生びん [t/年]	16	16	11	12	10
くずびん [t/年]	9	16	12	7	9
鉄くず [t/年]	55	36	42	45	49
非鉄くず [t/年]	15	17	19	18	18
その他 [t/年]	3	7	13	24	24
合計 [t/年]	802	861	880	685	685

1.1.5 収集運搬の現状

(1) 収集品目

収集品目の概要は表 3-13、収集しないごみは表 3-14、収集頻度は表 3-15 に示すとおりです。

収集頻度は、地域の実情にあわせて合併前の旧市町単位で異なります。

また、ごみの収集は、基本的には委託収集としていますが、成羽地域の一部の地区では直営収集を行っています。

表 3-13 収集品目の概要（平成 22 年度現在）

区 分		種 類	収集形態
燃やせるごみ		生ごみ、紙くず、木くず、布・服、革、ゴム、布団・じゅうたん・畳等、プラスチック製品	委託 (一部直営)
燃やせないごみ		金属類(金属製品、自転車、刃物等)、乾電池、陶器、ガラス、小型電化製品等	//
資源ごみ	びん類	ジュースびん、ビールびん、酒びん、一升びん、調味料のびん、ジャムのびん、佃煮のびん、粉コーヒーのびん等	//
	カン類	アルミ缶マークかスチール缶マークのついたもの(一斗缶の半分の大きさまで)	//
	ペットボトル	ペットボトルマークのついたもの	//
	その他プラスチック	プラマークのついたもの	//
	紙パック、ダンボール、古新聞、古雑誌	牛乳・ジュース等の液体飲料用の紙パック容器、段ボール箱(断面が波状になっているもの、片段ボール、ボール紙は対象外)、古新聞・ちらし、古雑誌	//

表 3-14 収集しないごみ（平成 22 年度現在）

<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック、レンガ、コンクリートガラ、大型木材などの廃材類 ○畳、マットレス、タイヤ、ホイール ○テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、パソコン ○電線、番線などの長いもの ○スクーター、バイク、ドラム缶、草刈り機等の農機具 ○農業用ビニール類(ハウス資材を含む) ○農薬、医薬などの薬品類 ○多量のペンキ、絵の具 ○火薬類(花火を含む)、ガスボンベなど爆発性のもの ○自動車の交換オイル、灯油などの廃油類 ○車やバイクのバッテリー、消火器 ○ボンドなど多量の接着剤など
--

表 3-15 収集頻度（平成 22 年度現在）

区 分		高梁地域	有漢地域	成羽地域	川上地域	備中地域
燃やせるごみ		週 2 回	週 1 回または週 2 回	週 1 回または週 2 回	週 1 回または週 2 回	週 1 回または週 2 回
燃やせないごみ		月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	2 ヶ月に 1 回
資源ごみ	びん類	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	カン類	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	ペットボトル	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
	その他プラスチック	週 1 回	月 2 回	月 1 回または月 2 回	月 2 回	月 2 回
	紙パック、ダンボール、古新聞、古雑誌	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回

(2) ステーション数

ごみステーション数の推移は、表 3-16 に示すとおりです。

ごみステーション数は増加傾向にあります。また、平成 22 年 11 月時点のステーション数は 1,396 地点であり、1 ステーションあたりの世帯数は約 10 世帯（平成 22 年 11 月時点の世帯数：13,860）となっています。

表 3-16 ごみステーション数（各年度末時点）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ステーション数	1,349	1,358	1,370	1,378	1,388

(3) 曜日別搬入量

中間処理施設への曜日別搬入量は、図 3-19 及び表 3-17 に示すとおりです。

月曜日の搬入量が最も多く、水曜日が最も少なくなっています。また、水曜日は、資源ごみの搬入は行われていません。

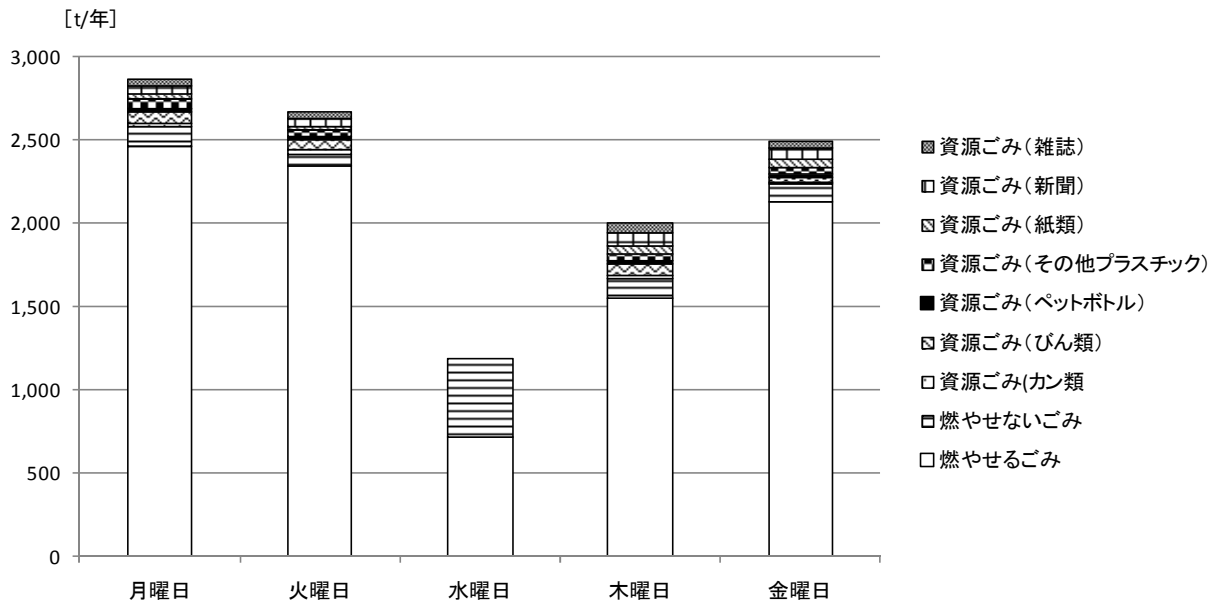


図 3-19 中間処理施設への曜日別搬入量 (平成 21 年度)

表 3-17 中間処理施設への曜日別搬入量 (平成 21 年度)

		合計	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
燃やせるごみ [t/年]		9,165	2,452	2,343	706	1,546	2,118
燃やせないごみ [t/年]		891	124	67	471	114	115
資源ごみ [t/年]	カン類	73	20	25	0	19	9
	びん類	236	70	64	0	74	28
	ペットボトル	72	18	19	0	17	18
	その他プラスチック	177	54	36	0	42	45
	紙類 (紙パック、ダンボール)	149	35	23	0	45	46
	新聞	233	46	46	0	78	63
	雑誌類	180	38	38	0	56	48
	資源ごみ計	1,120	281	251	0	331	257

注) 四捨五入の関係で表 3-1 の値と合致しない場合がある。

1.1.6 中間処理の現状

(1) 処理施設

中間処理施設の概要は、表 3-18 に示すとおりです。

中間処理施設では、燃やせるごみの焼却や燃やせないごみ及び資源ごみの破碎選別等を行っています。

表 3-18 (1) 中間処理施設の概要（焼却施設、粗大ごみ処理施設）

		内容
名称	高梁地域事務組合 クリーンセンター (焼却施設、粗大ごみ処理施設)	
所在地	高梁市段町 748	
事業主体	高梁地域事務組合	
運営・維持管理体制	【焼却施設】直営(計量)・委託 【粗大ごみ処理施設】委託	
作業体制	【焼却施設】直営 1 名 委託 14 名 【粗大ごみ処理施設】委託 8 名	
処理対象物	燃やせるごみ、燃やせないごみ	
施設構成	焼却施設	【公称処理能力】56t/日(28t/16h × 2 炉) 【処理方式】ストーカ方式 【灰の処理方法】薬剤処理+セメント固化
	粗大ごみ処理施設	【公称処理能力】30t/5h 【処理方式】破碎処理
竣工年月	【焼却施設】平成 11 年 2 月 【粗大ごみ処理施設】昭和 55 年 3 月	

表 3-18 (2) 中間処理施設の概要（リサイクルプラザ）

		内容
名称	高梁地域事務組合 クリーンセンター (リサイクルプラザ)	
所在地	高梁市落合町阿部 2527-1	
事業主体	高梁地域事務組合	
運営・維持管理体制	【処理施設】委託 【再生展示施設】直営	
作業体制	【処理施設】委託 12 名 【再生展示施設】直営 2 名	
処理対象物	資源ごみ	
公称処理能力	14.6t/5h	
処理方式	選別・圧縮・梱包	
竣工年月	平成 12 年 3 月	

(2) 焼却処理量等

焼却処理量等の実績は、図 3-20 及び表 3-19 に示すとおりです。

焼却処理量は減少傾向にあります。焼却残渣量は増加傾向にあります。

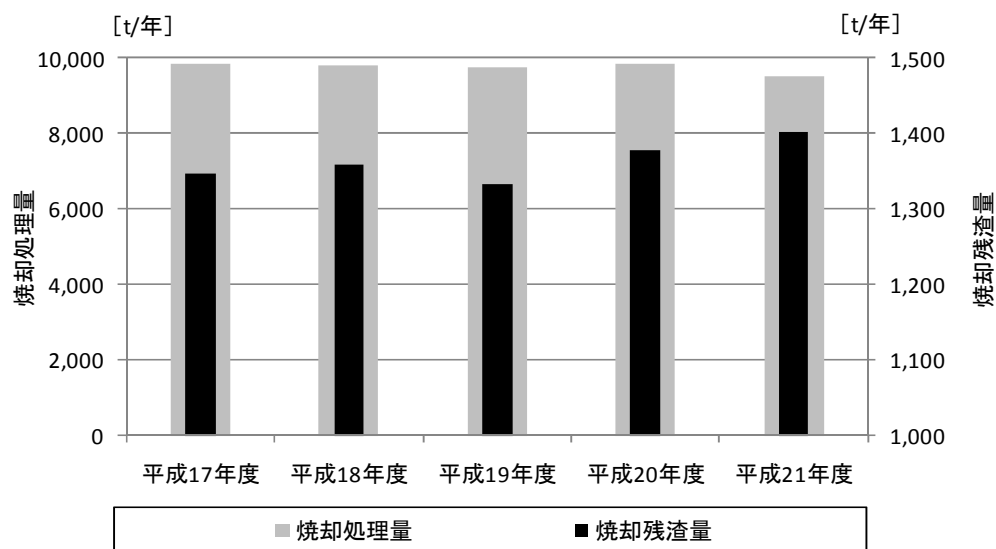


図 3-20 焼却処理量等の推移

表 3-19 焼却処理量等の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
焼却処理量 [t/年]	9,828	9,797	9,774	9,831	9,536
焼却残渣量 [t/年]	1,346	1,359	1,333	1,378	1,401

(3) 焼却処理以外の中間処理量等

粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおける処理量等は、図 3-21 及び表 3-20 に示すとおりです。

処理量、処理後再生利用量及び残渣量とも減少傾向にあります。

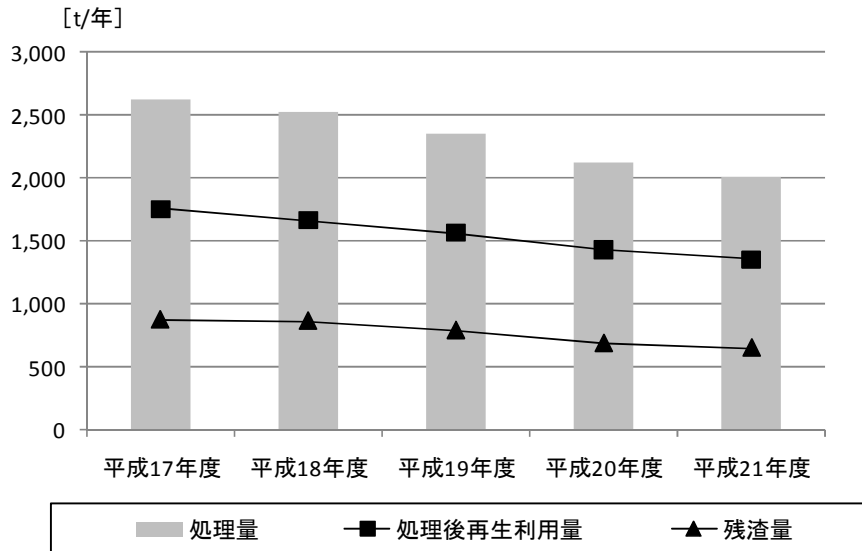


図 3-21 粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおける処理量等の推移

表 3-20 粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおける処理量等の推移

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
粗大ごみ 処理施設 [t/年]	処理量	1,183	1,137	1,027	918	892
	処理後再生利用量	308	272	237	230	240
	可燃残渣量	406	421	368	290	270
	不燃残渣量	469	444	422	398	382
リサイク ルプラザ [t/年]	処理量	1,449	1,394	1,328	1,204	1,118
	処理後再生利用量	1,449	1,394	1,328	1,204	1,118

1.1.7 最終処分の現状

(1) 処理施設

最終処分場の概要は、表 3-21 に示すとおりです。

最終処分されるごみは、焼却施設で発生する焼却残渣、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザで発生する残渣です。

表 3-21 最終処分場の概要

	内容
名称	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	高梁市松原町松岡 5318
事業主体	高梁地域事務組合
運営・維持管理体制	委託
作業体制	委託 1 名
処理対象物	焼却残渣、不燃粗大残渣
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立面積	22,000m ² (全体計画 32,000m ²)
埋立容量	126,000m ³ (全体計画 249,000m ³)
残余容量 (平成 21 年度末)	21,999m ³ (全体計画 144,999m ³)
竣工年月	昭和 55 年 3 月

(2) 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図 3-22 及び表 3-22 に示すとおりです。

最終処分量は減少傾向にありますが、最終処分率は増加傾向にあります。

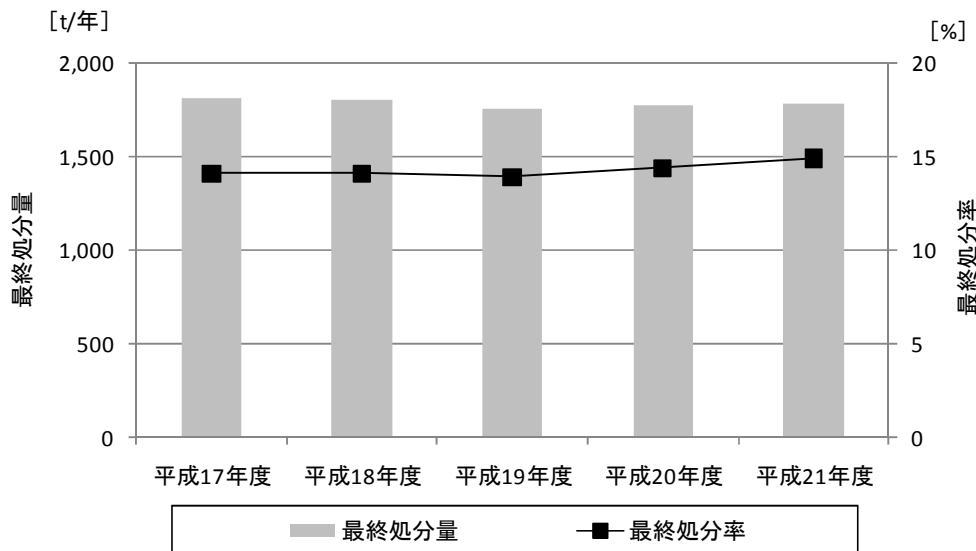


図 3-22 最終処分量等の推移

表 3-22 最終処分量等の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ごみ総排出量 [t/年]	12,856	12,768	12,641	12,348	11,961
最終処分量 [t/年]	1,815	1,803	1,755	1,776	1,783
焼却残渣	1,346	1,359	1,333	1,378	1,401
粗大残渣	469	444	422	398	382
最終処分率* [%]	14.1	14.1	13.9	14.4	14.9

※ 最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

1.1.8 ごみ処理経費の現状

ごみ処理経費の推移は、図 3-23 及び表 3-23 のとおりです。

ごみ処理経費は増加傾向にあります。

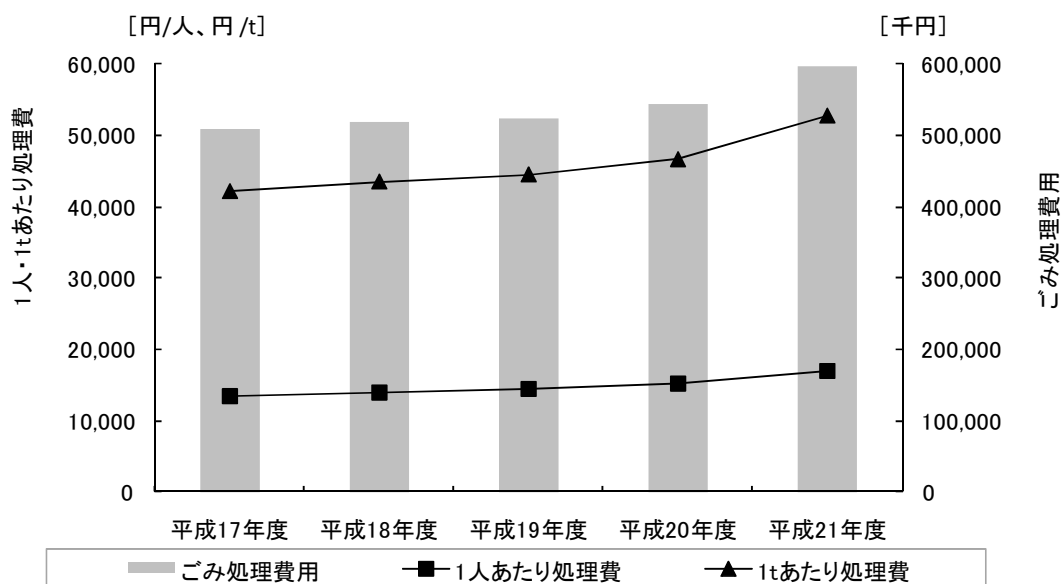


図 3-23 ごみ処理経費の推移

表 3-23 ごみ処理経費の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ごみ処理費用 [千円]	508,194	518,192	523,691	544,354	595,841
1 人あたりの処理費*1 [円/人]	13,583	14,063	14,443	15,251	17,069
1t あたりの処理費*2 [円/t]	42,160	43,520	44,528	46,674	52,842

※1 1 人あたりの処理費＝ごみ処理費用÷人口×1000

※2 1t あたりの処理費＝ごみ処理費用÷ごみ排出量×1000

1.1.9 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、図 3-24 及び表 3-24 に示すとおりです。

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量は、増加傾向で推移しています。これは中間処理に係る温室効果ガス排出量の増加に起因しており、特に、図 3-25 及び表 3-25 に示すとおり、プラスチックごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量の増加が大きく影響しています。

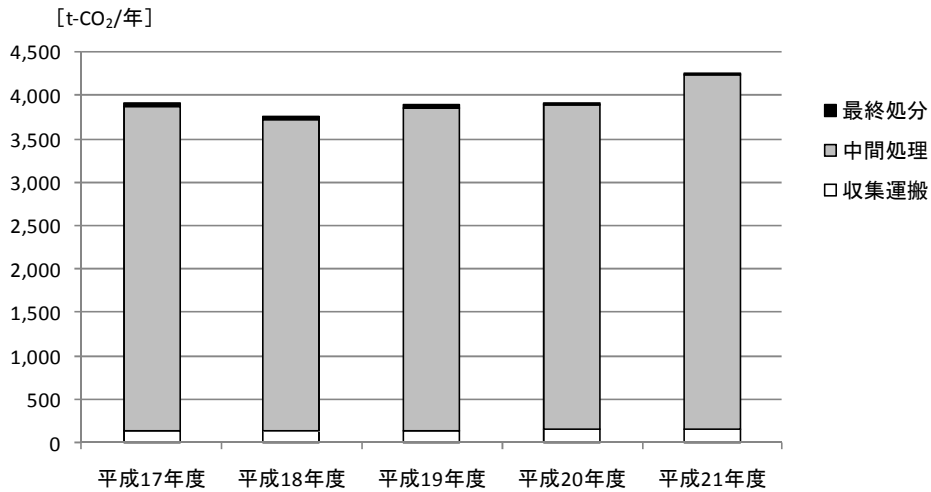


図 3-24 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量の推移

注) 算出方法は、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」による

表 3-24 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収集運搬 [t-CO ₂ /年]	145	143	146	149	155
中間処理 [t-CO ₂ /年]	3,731	3,586	3,704	3,736	4,075
最終処分 [t-CO ₂ /年]	32	34	33	32	30
合計 [t-CO ₂ /年]	3,908	3,763	3,882	3,917	4,260

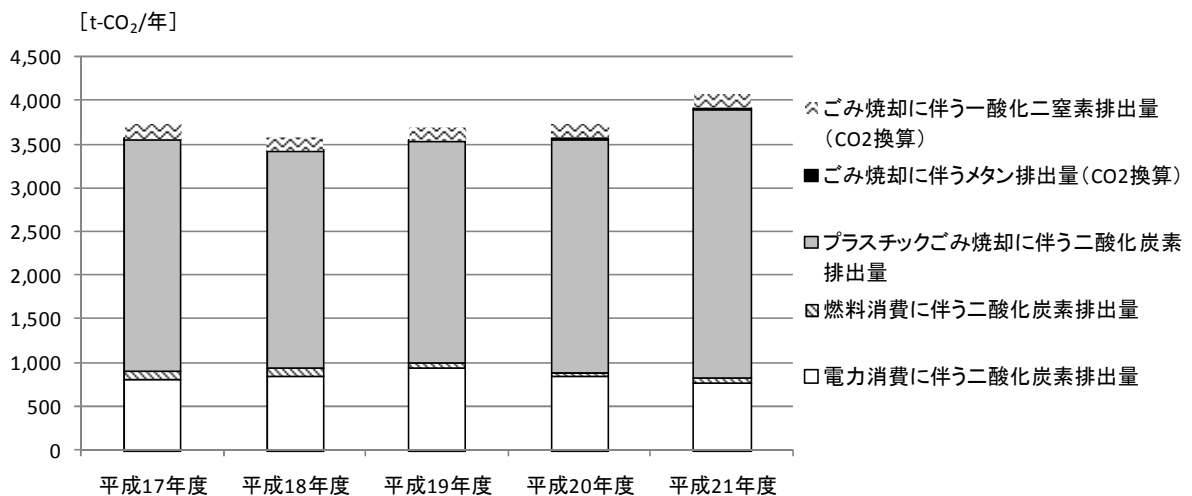


図 3-25 中間処理に係る温室効果ガス排出量の推移

表 3-25 中間処理に係る温室効果ガス排出量の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
電力消費に伴う二酸化炭素排出量 [t-CO ₂ /年]	809	858	949	844	775
燃料消費に伴う二酸化炭素排出量 [t-CO ₂ /年]	97.0	95.8	56.6	46.9	52.7
プラスチックごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量 [t-CO ₂ /年]	2,655	2,463	2,528	2,673	3,080
ごみ焼却に伴うメタン排出量 (CO ₂ 換算) [t-CO ₂ /年]	14	14	14	14	14
ごみ焼却に伴う一酸化二窒素排出量 (CO ₂ 換算) [t-CO ₂ /年]	156	155	156	158	153
合計 [t-CO ₂ /年]	3,731	3,586	3,704	3,736	4,075

【ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量について】

ごみの焼却に伴い二酸化炭素が排出されますが、排出量にカウントされるのはプラスチックごみの焼却に起因するもののみとなります。生ごみなどの有機物の焼却により発生する二酸化炭素は、カーボンニュートラル*として、温室効果ガスの算定から除外されます。

*有機物に含まれる二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素です。有機物の焼却に伴い二酸化炭素が排出されますが、大きな循環の中で考えれば、大気中の二酸化炭素量を増加させていないとされます。

1.1.10 ごみ処理に係る評価

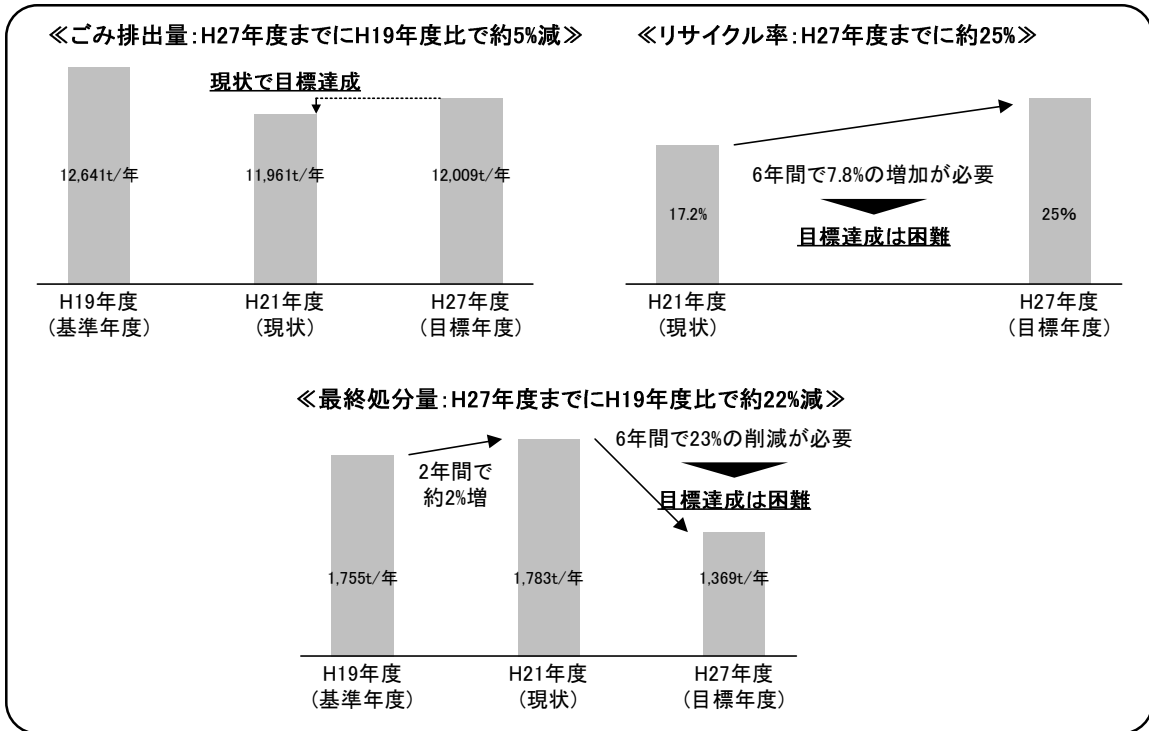
(1) 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標は、表 3-26 に示すとおりです。また、本市における国の目標の達成見込みは、次ページに示すとおりです。

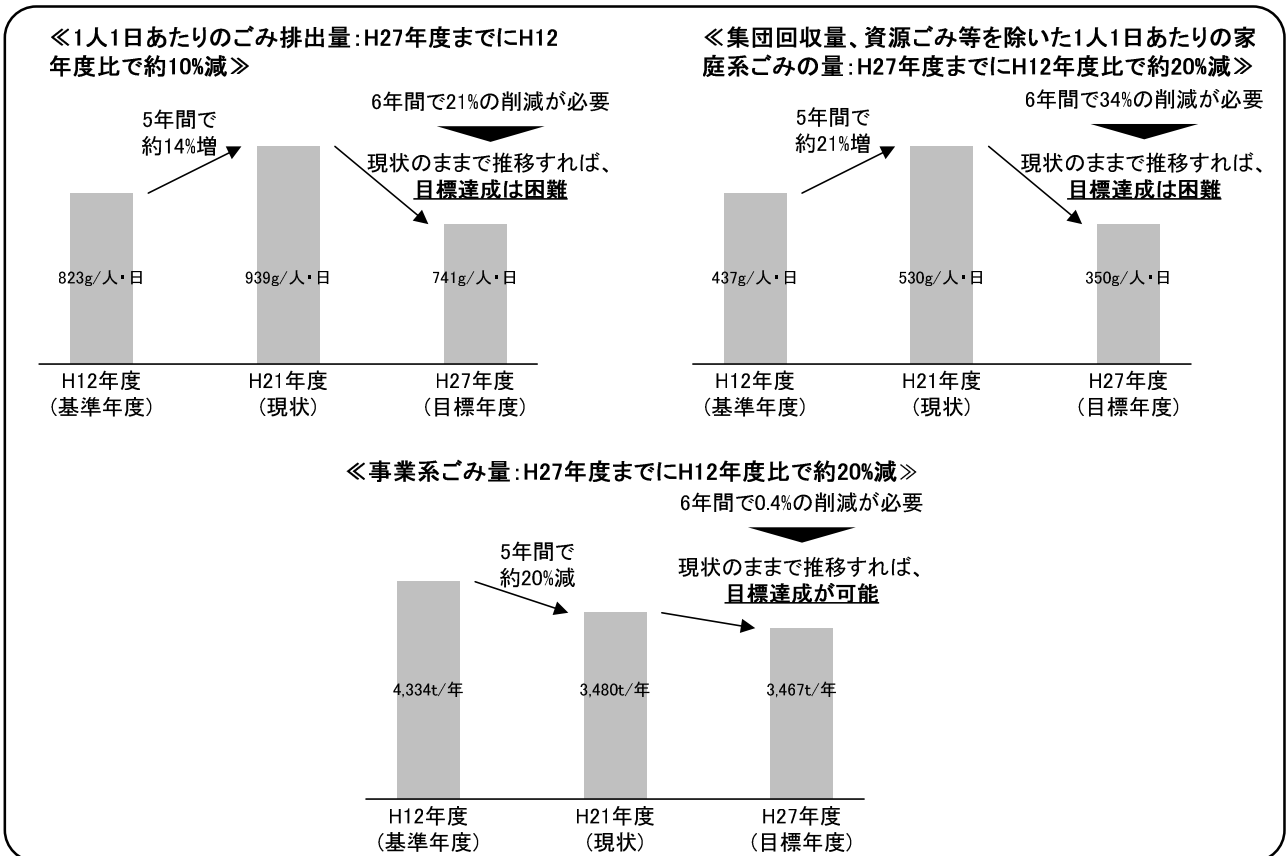
表 3-26 ごみ処理に係る国の目標値

	指 標	目 標
国の基本方針	ごみ排出量	平成 27 年度までに平成 19 年度比で約 5%減
	リサイクル率	平成 27 年度までに約 25%
	最終処分量	平成 27 年度までに平成 19 年度比で約 22%減
第 2 次循環型社会形成推進基本計画	1 人 1 日あたりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む)	平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 10%減
	集団回収量、資源ごみ等を除いた 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量	平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 20%減
	事業系ごみの総量	平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 20%減

【国の基本方針で設定されている目標達成の見込み】



【第2次循環型社会形成推進基本計画で設定されている目標達成の見込み】



【国の基本方針とは】

国の基本方針とは、『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 22 年 12 月 20 日全部変更）』のことをいいます。この基本方針では、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な方向など（以下参照）を定めています。

- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ◆廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ◆廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ◆その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

【第 2 次循環型社会形成推進基本計画とは】

第 1 次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 15 年に策定されました。第 2 次計画は平成 20 年 3 月に策定され、新たに以下の内容が充実・強化されています。

- ① 環境の保全を前提とした循環型社会の形成
- ② 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
- ③ 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
- ④ 数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
- ⑤ 各主体が連携・協働した 3R の取組
- ⑥ 3R の技術とシステムの高度化
- ⑦ 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

(2) 類似団体の平均を基準とした評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」を参考に、表 3-27 に示す指標について、類似団体の平均値を基準とした評価を行いました。評価にあたっては、各評価指標を指数化し、その指数による評価を行いました。評価の結果は、図 3-26 及び表 3-28 に示すとおりです。

本市においては、5 つの指標とも、類似団体平均を下回っている状況です。

表 3-27 類似団体の平均を基準とした評価の指標（平成 20 年度）

評価指標		算出式
廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	ごみ総排出量 ÷ 366 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF※を除く) [t/t]	資源化量 ÷ ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
	最終処分減量に要する費用 [円/t]	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

※ごみ固形燃料のこと。なお、本市では RDF は製造していない。

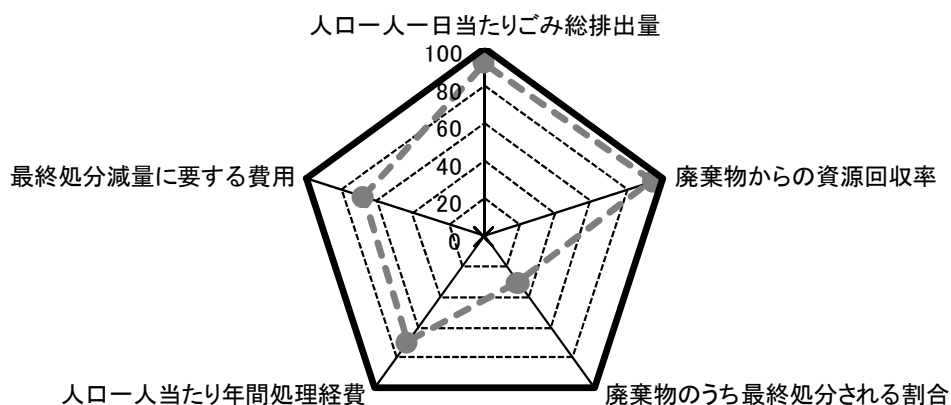


図 3-26 類似団体の平均を基準とした評価の結果

注) 各評価指標を指数化して評価（類似団体平均を 100(図 3-26 に黒太線で示す)として評価)

表 3-28 類似団体の平均を基準とした評価の結果

	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く) [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	877	0.182	0.085	12,246	40,133
最大	1,226	0.327	0.224	24,085	87,884
最小	586	0.066	0	6,019	18,576
高梁市	948	0.172	0.144	15,943	52,937
指数値※1	91.9※2	94.5※3	30.6※2	69.8※2	68.1※2

※1 類似団体の平均値 = 100

※2 (1 - (高梁市実績値 - 類似団体の平均値) ÷ 平均値) × 100

※3 高梁市実績値 ÷ 類似団体の平均値 × 100

【類似団体について】

類似団体の平均を基準とした評価には、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（試行版）【平成 20 年度実績版】」を用いました。同ツールは、類似団体の抽出は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

本計画における類似団体は、以下のとおりです。

青森県黒石市	山梨県山梨市	岡山県真庭市	愛媛県西予市	長崎県雲仙市
秋田県鹿角市	山梨県北杜市	広島県庄原市	福岡県みやま市	長崎県南島原市
山形県東根市	山梨県甲州市	山口県長門市	長崎県島原市	熊本県菊池市
福島県喜多方市	兵庫県淡路市	徳島県阿波市	長崎県平戸市	大分県豊後大野市
千葉県南房総市	奈良県五條市	愛媛県八幡浜市	長崎県対馬市	宮崎県小林市
千葉県匝瑳市	岡山県新見市	愛媛県伊予市	長崎県五島市	鹿児島県指宿市

【評価結果の見方】

評価結果の見方は、以下のとおりです。類似団体の平均を基準とした評価は、類似団体の平均値を 100 としたときの各指標値の比率で表現しています。

◆人口一人一日あたりごみ総排出量

比率が高いほど、ごみ総排出量は少なくなります。本市の場合、100 以下となっているため、人口一人一日あたりごみ総排出量は、類似団体平均よりも多いといえます。

◆廃棄物からの資源回収率

指数が高いほど、資源回収率は高くなります。本市の場合、100 以下となっているため、廃棄物からの資源回収率は、類似団体平均よりも低いといえます。

◆廃棄物のうち最終処分される割合

比率が高いほど、最終処分される割合は低くなります。本市の場合、100 以下となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は、類似団体平均よりも高いといえます。

◆人口一人あたり年間処理経費

比率が高いほど、一人あたりの処理経費は少なくなります。本市の場合、100 以下となっているため、人口一人あたり年間処理経費は、類似団体平均よりも高いといえます。

◆最終処分減量に要する費用

比率が高いほど、最終処分減量に要する費用は少なくなります。本市の場合、100 以下となっているため、最終処分減量に要する費用は、類似団体平均よりも高いといえます。

1.2 人口及びごみ排出量の将来予測

1.2.1 将来予測の手順

ごみ排出量推計の手順は、図 3-27 に示すとおりです。

家庭系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1 人 1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

事業系ごみについては、排出量が少ない資源ごみである新聞は直近 5 年間の平均値を用いることとしました。その他については、トレンド推計法により排出原単位（1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

集団回収品については、トレンド推計法により排出原単位（1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

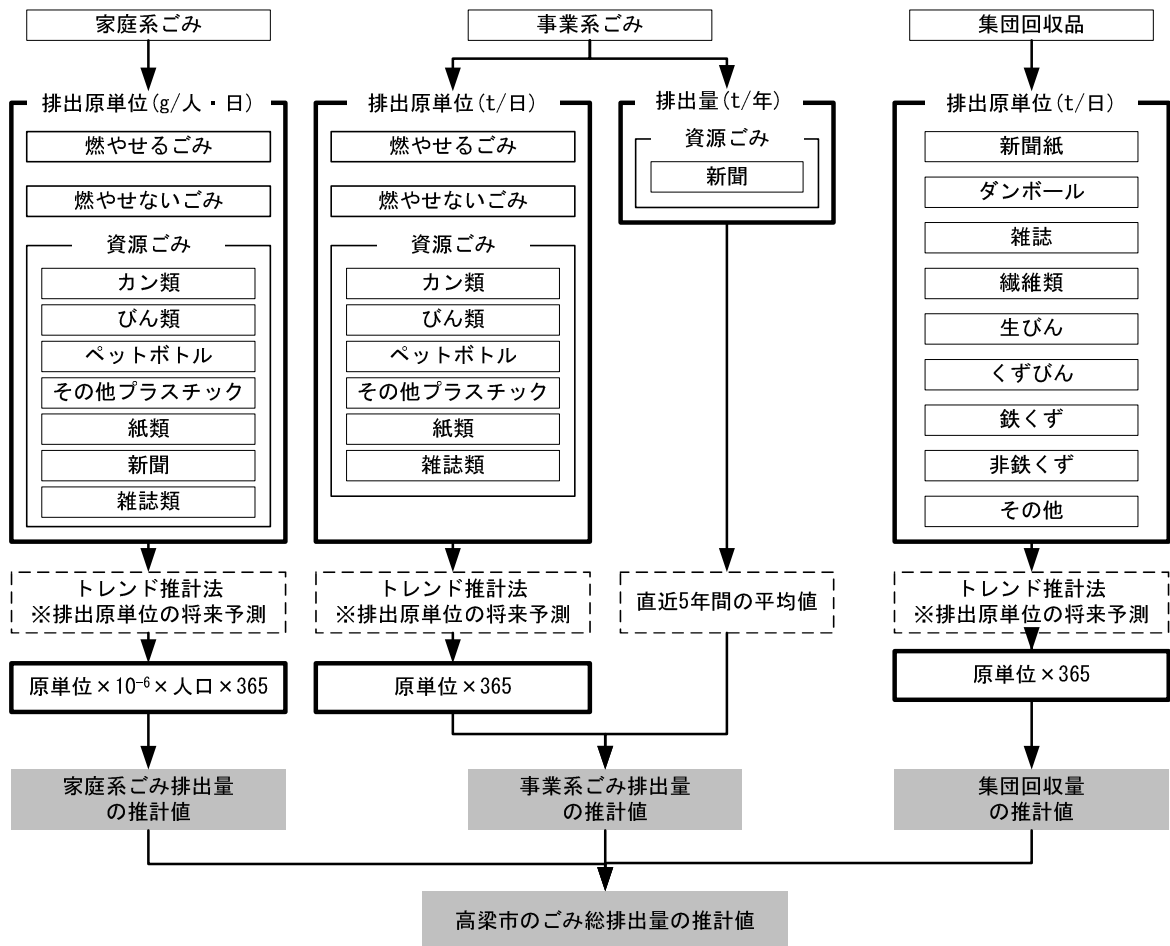


図 3-27 将来予測の手順

1.2.2 将来予測の結果

(1) 人口

人口の推計値は、図 3-28 及び表 3-29 に示すとおりです。

人口の推計値は、新総合計画における人口の推計値を参考に設定しました。

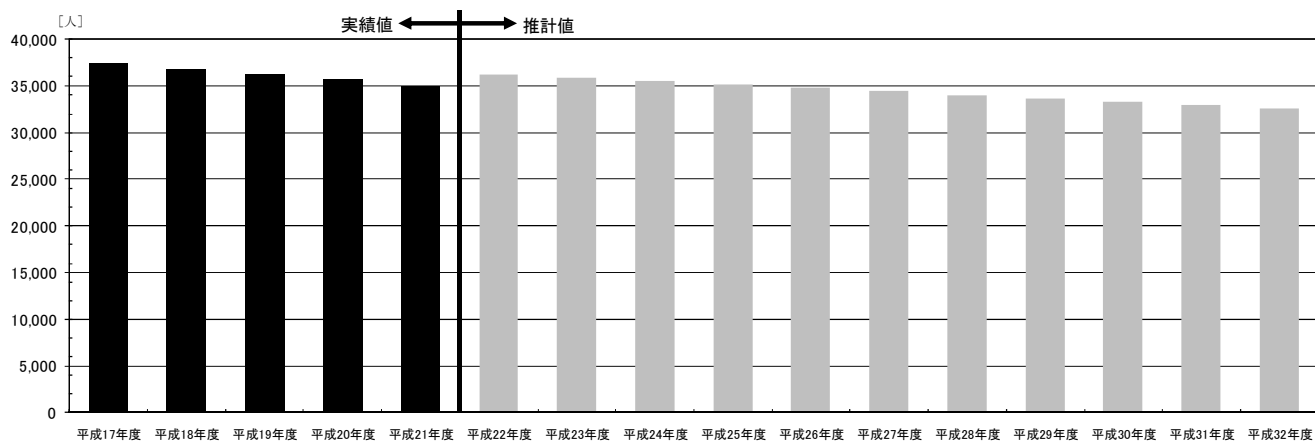


図 3-28 人口の推計結果

表 3-29 人口の推計結果

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
人口 [人]	34,908	34,454	32,638

(2) 家庭系ごみ

① 排出原単位

家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）は、図 3-29 及び表 3-30 に示すとおりです。

燃やせないごみ及び資源ごみの排出原単位は減少することが予想されますが、燃やせるごみについては、今後とも増加することが予想されます。排出量の大半を占める燃やせるごみの増加量が燃やせないごみ及び資源ごみの排出原単位の減少量を上回るため、家庭系ごみ全体の排出原単位は増加することが予想されます。

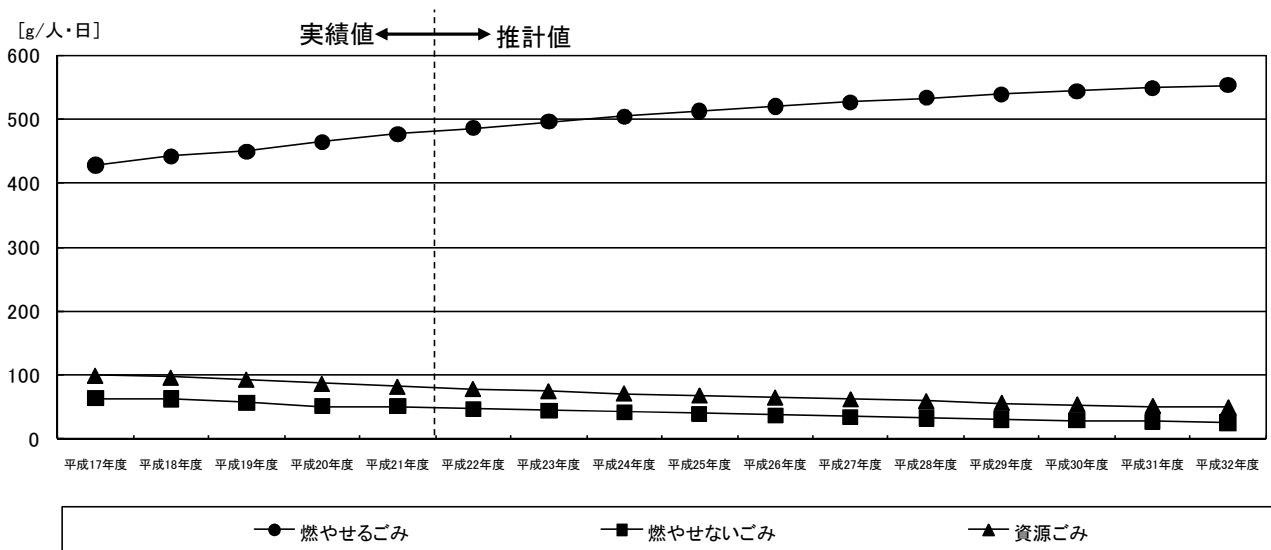


図 3-29 家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

表 3-30 家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [g/人・日]	477.4	527.2	553.1
燃やせないごみ [g/人・日]	52.0	35.3	26.0
資源ごみ [g/人・日]	82.4	62.4	49.7
合計 [g/人・日]	611.8	624.9	628.8

② 排出量

家庭系ごみ排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-30 及び表 3-31 に示すとおりです。

燃やせるごみについては微増することが予想されますが、全体的には減少傾向で推移することが予想されます。

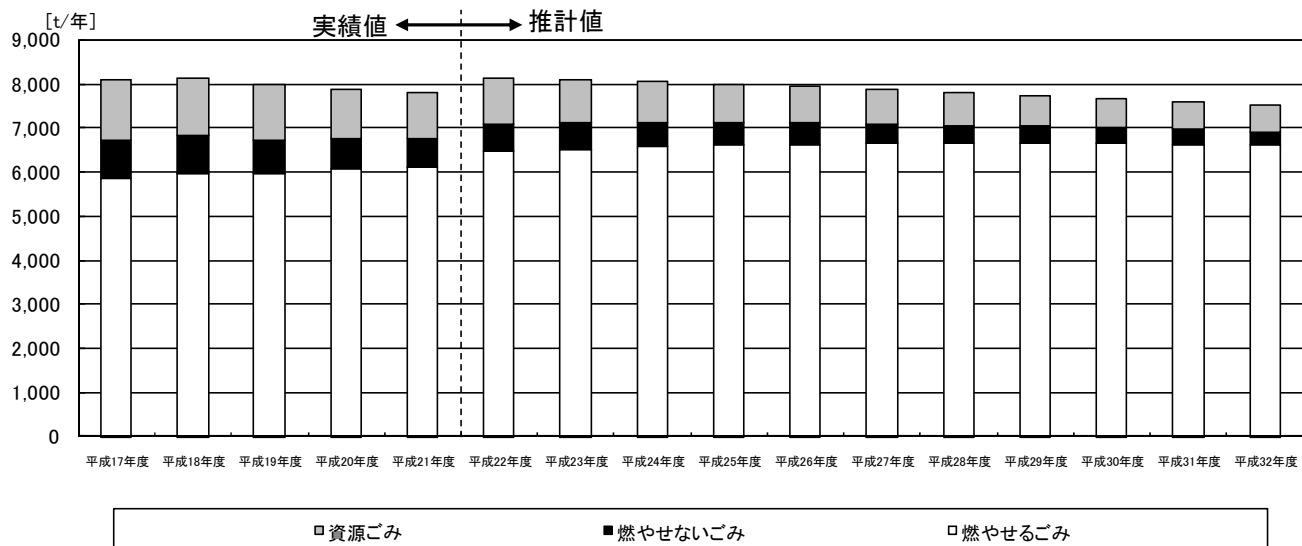


図 3-30 家庭系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

表 3-31 家庭系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	6,083	6,630	6,589
燃やせないごみ [t/年]	663	444	310
資源ごみ [t/年]	1,050	784	592
合計 [t/年]	7,796	7,858	7,491

(3) 事業系ごみ

① 排出原単位

事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）は、図 3-31 及び表 3-32 に示すとおりです。

燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみの排出原単位は減少することが予想されます。

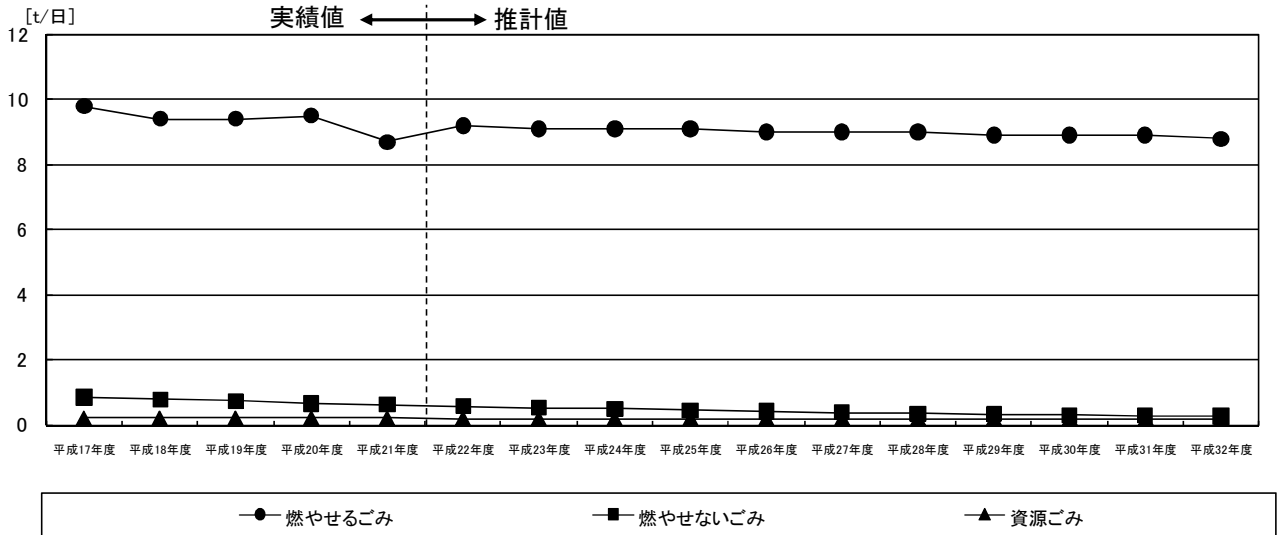


図 3-31 事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

表 3-32 事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/日]	8.7	9.0	8.8
燃やせないごみ [t/日]	0.6	0.4	0.3
資源ごみ [t/日]	0.2	0.2	0.2
合計 [t/日]	9.5	9.6	9.3

② 排出量

事業系ごみ排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-32 及び表 3-33 に示すとおりです。

排出原単位の減少に伴い、排出量も減少することが予想されます。

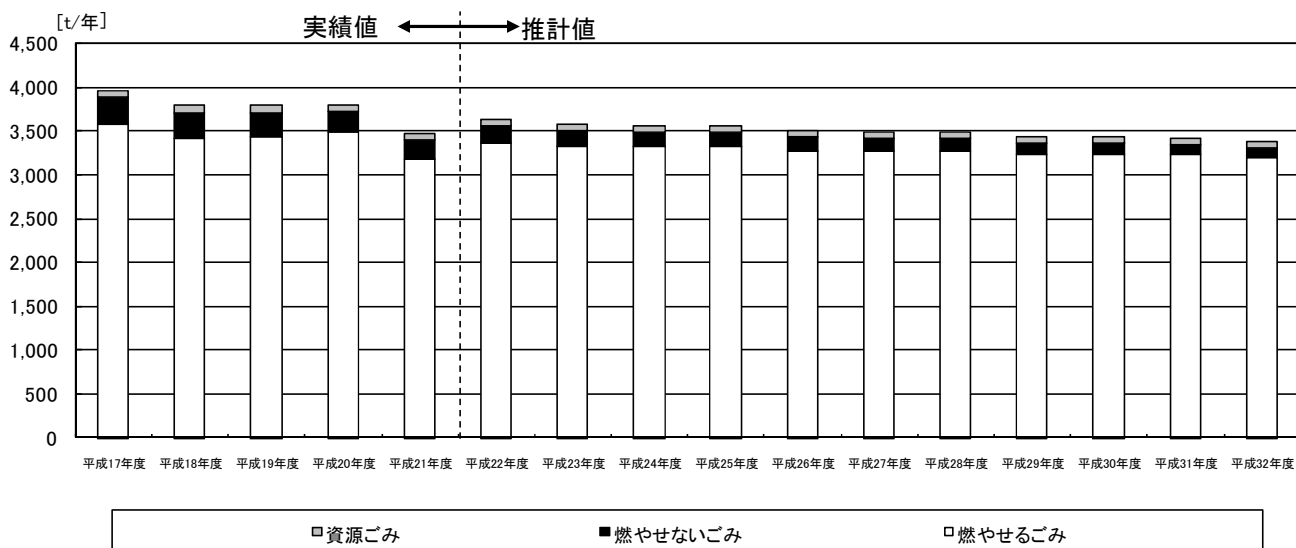


図 3-32 事業系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

表 3-33 事業系ごみ排出量の推計結果（現状予測）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	3,183	3,285	3,212
燃やせないごみ [t/年]	228	139	95
資源ごみ [t/年]	69	72	72
合計 [t/年]	3,480	3,496	3,379

(4) ごみ排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ）

ごみ排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-33 及び表 3-34 に示すとおりです。

目標年度におけるごみ排出量は、平成 21 年度をやや下回る程度になることが予測されます。

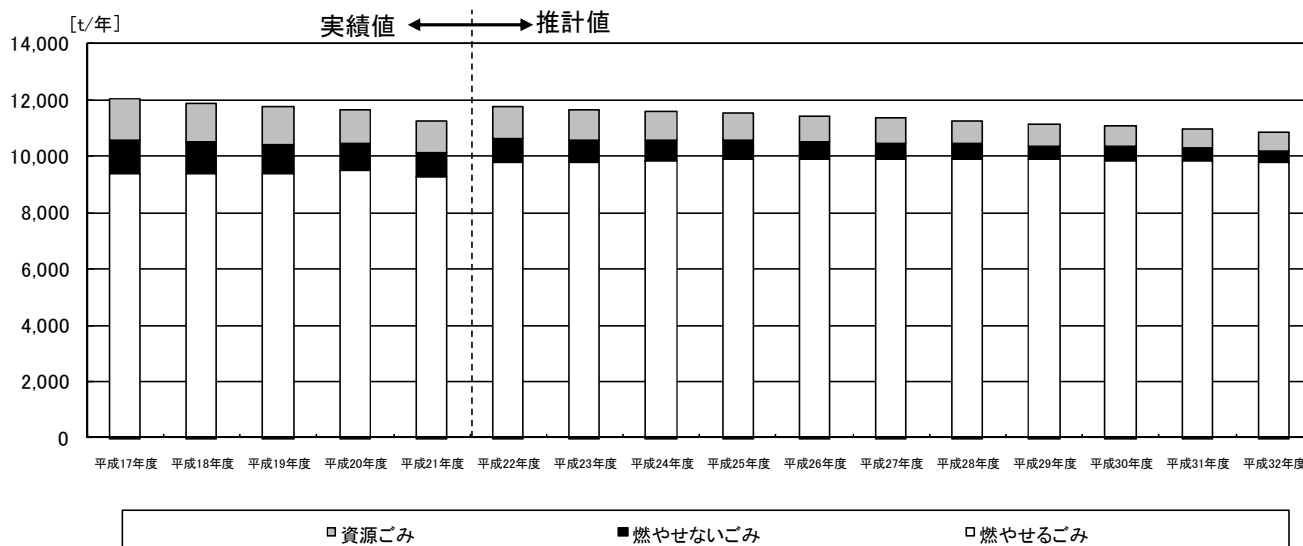


図 3-33 ごみ排出量の推計結果（現状予測）

表 3-34 ごみ排出量の推計結果（現状予測）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	9,266	9,915	9,801
燃やせないごみ [t/年]	891	583	405
資源ごみ [t/年]	1,119	856	664
合計 [t/年]	11,276	11,354	10,870

(5) ごみ総排出量（ごみ排出量＋集団回収量）

ごみ総排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-34 及び表 3-35 に示すとおりです。

目標年度におけるごみ総排出量は、平成 21 年度をやや下回る程度になることが予測されます。

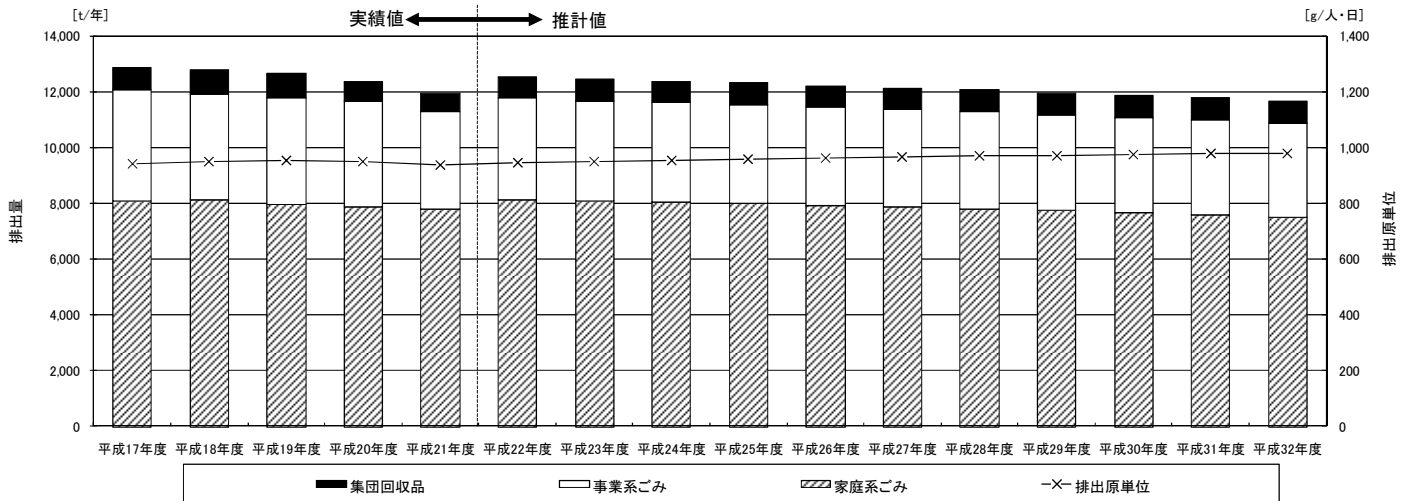


図 3-34 ごみ総排出量の推計結果（現状予測）

表 3-35 ごみ総排出量の推計結果（現状予測）

		平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
排出量 [t/年]	家庭系ごみ	7,796	7,858	7,491
	事業系ごみ	3,480	3,496	3,379
	集団回収品	685	770	770
	合計	11,961	12,124	11,640
排出原単位 [g/人・日]		939	964	977

1.3 ごみ処理に係る課題

1.3.1 排出抑制

現在、排出抑制・減量化を推進するため、啓発活動や補助金の交付等、様々な施策を行っています。これにより、直近 5 年間のごみ排出量は減少傾向にあります。また、平成 20 年度の 1 人 1 日あたりごみ排出量は 948g/人・日であり、全国平均（1,033g/人・日）や岡山県平均（1,017g/人・日）を下回っています。さらには、国の基本方針に掲げられた目標も達成できる見込みであるなど、一定の効果が得られています。

しかし、1 人 1 日あたりのごみ総排出量は、類似団体平均を上回っています。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量及び集団回収量・資源ごみ等を除いた 1 人 1 日あたりの家庭系

ごみ排出量については、現状の施策のみでは、第 2 次循環型社会形成推進計画に掲げられた目標の達成は困難な状況です。特に、家庭系の燃やせるごみについては、排出原単位が増加傾向にあり、現状の施策のみでは、今後も排出原単位が増加することが予想されます。さらに、ごみ処理経費が増加傾向にあります。厳しい財政状況を考慮すると、その削減に努める必要があります。

したがって、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、特に、家庭系燃やせるごみの排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要があります。

また、規模が小さい事業所で発生するごみは、家庭系ごみステーションに排出され、家庭系ごみとして処理されているものが多いことから、これらの事業所におけるごみ排出方法等について検討する必要があります。

さらに、施設見学者数及び紙すき等の体験者数は減少傾向にあることから、見学者数等の増加に向けた啓発を行うとともに、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、ごみ排出量を削減する必要があります。

1.3.2 資源化

資源化量は、平成 17 年度～21 年度の 5 年間で約 20%減少しており、それに伴い、リサイクル率も減少傾向にあります。また、国の基本方針では、平成 27 年度までにリサイクル率を約 25%に引き上げることが目標に掲げられていますが、平成 21 年度における本市のリサイクル率は 17.2%であり、目標達成は困難な状況です。

一方、今後のリサイクル推進に向けた基礎資料収集を目的に燃やせるごみの細組成分析を行ったところ、資源化できるものが多く含まれていることが明らかになりました。これらを分別回収し、リサイクルすることにより、資源化量及びリサイクル率の向上が期待できます。また、市民からは、リサイクルの推進が要望されています。したがって、これらのリサイクルが推進されるよう、対策を講じる必要があります。

また、集団回収量も大きく減少していることから、集団回収量の増加に向けた啓発活動等を行う必要があります。

1.3.3 収集運搬

本市では、広報紙やごみカレンダーの配布等によりごみの分別や出し方を周知していますが、市民からはそれらに対する情報提供を求める声もあります。今後とも、ごみ分別や出し方の周知徹底を図る必要があります。

また、本市は、ステーション方式による燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ（びん類、カン類、ペットボトル、その他プラスチック、紙パック・ダンボール・古新聞・古雑誌）の 3 区分収集を行っています。今後、リサイクル率の向上等に向け、新たな分別品目を追加する場合は、収集体制について検討する必要があります。

1.3.4 中間処理

現在、本市内で搬出されるごみは、高梁地域事務組合の中間処理施設で適正に処理しています。しかし、本計画の目標年度である平成32年度には、焼却施設は稼働から22年、粗大ごみ処理施設は40年、リサイクルプラザは21年を経過することになり、各施設とも、更新時期を迎えます。処理施設の整備方法としては、新たな施設の建設だけでなく、既存施設の延命化も考えられます。一方、リサイクル率等の向上に向けた新たな資源化手法の導入も考えられます。今後、これらの状況をふまえながら、処理施設の整備に向けた検討を行う必要があります。

なお、処理施設の整備に係る検討にあたっては、「高梁市バイオマスタウン構想（平成22年3月）」や「新岡山県ごみ処理広域化計画（平成19年3月）」もふまえる必要があります。

1.3.5 最終処分

最終処分量は減少していますが、国の基本方針に掲げられている目標の達成は困難な状況です。また、最終処分率は増加傾向にあり、類似団体平均を上回っています。したがって、最終処分量を削減する必要があります。

また、高梁地域事務組合の最終処分場（第一期分）については、本計画期間中に満杯になる見込みです。したがって、第二期分の整備に向けた検討を行う必要がありますが、厳しい財政状況を考慮すると、ごみの減量化を行い、可能な限り最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命化を図る必要があります。

1.3.6 ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費は増加傾向にあり、類似団体平均も上回っています。したがって、処理経費の削減に努める必要があります。

1.3.7 その他

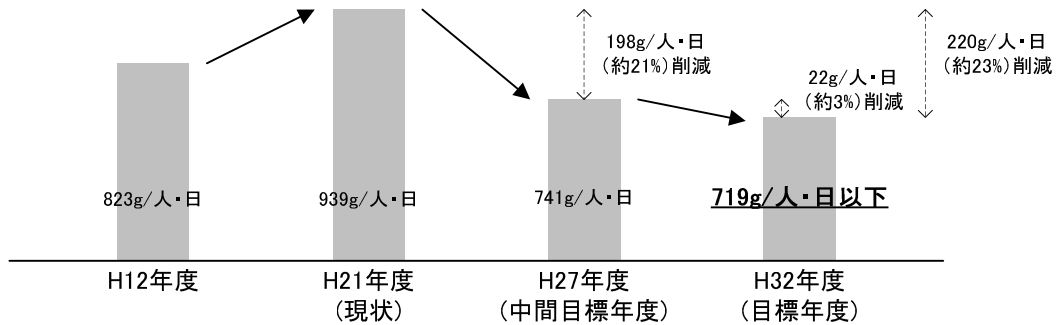
環境保全や環境美化の観点から、ごみ不法投棄やポイ捨て防止策を強化する必要があります。また、特別管理一般廃棄物や適正処理困難物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法を確立する必要があります。

2 ごみ処理に係る目標

2.1 ごみ排出量

ごみ排出量に係る目標は、以下のとおりとします。

1人1日あたりのごみ排出量を719g/人・日以下にします。

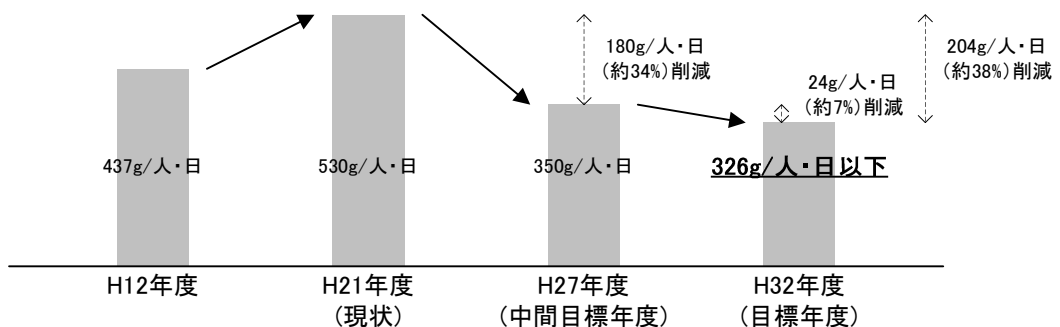


◆今後、減量化に資する施策を積極的に展開することにより、1人1日あたりのごみ排出量を**今後5年間で198g(約21%)削減**します。これにより、中間目標年度における1人1日あたりのごみ排出量を**741g/人・日**とし、**第二次循環型社会形成推進基本計画の目標を達成**します。

◆その後も減量化を推進し、**中間目標年度以降の5年間で22g(約3%)削減**※します。これにより、目標年度における1人1日あたりのごみ排出量を**719g/人・日以下**とします。

※第二次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日あたりのごみ排出量を平成12年度～27年度までの15年間で約10%削減することを目標としています。これを5年間分に換算すると約3%の削減となるため、中間目標年度以降5年間で約3%削減します。

集団回収量、資源ごみを除いた1人1日あたりの家庭系ごみの排出量を326g/人・日以下にします。

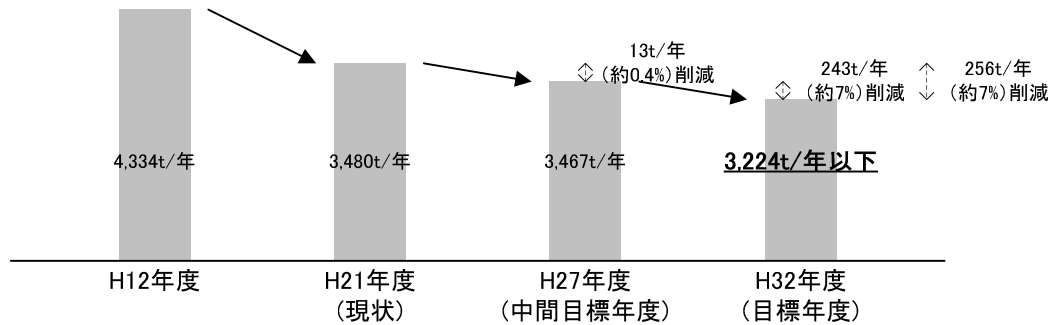


◆今後、減量化に資する施策を積極的に展開することにより、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)を**今後5年間で180g(約34%)削減**します。これにより、中間目標年度における1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)を**350g/人・日**とし、**第二次循環型社会形成推進基本計画の目標を達成**します。

◆その後も減量化を推進し、**中間目標年度以降の5年間で24g(約7%)削減**※します。これにより、目標年度における1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)を**326g/人・日以下**とします。

※第二次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)を平成12年度～27年度までの15年間で約20%削減することを目標としています。これを5年間分に換算すると約7%の削減となるため、中間目標年度以降5年間で約7%削減します。

事業系ごみの排出量を 3,224t/年以下にします。



◆事業系ごみ排出量は減少傾向で推移していますが、今後も減量化に資する施策を積極的に展開することにより、事業系ごみ排出量を今後5年間で**13t(約0.4%)削減**します。これにより、中間目標年度における事業系ごみ排出量を**3,467t/年**とし、**第二次循環型社会形成推進基本計画の目標を達成**します。

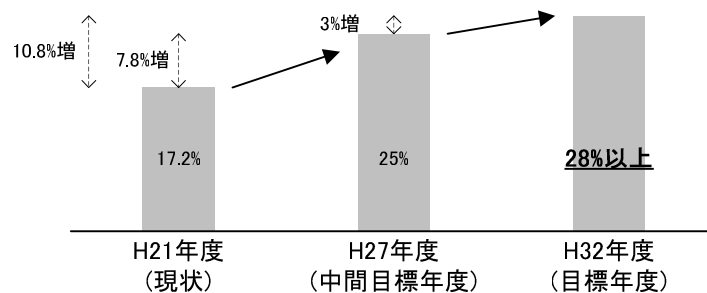
◆その後も減量化を推進し、**中間目標年度以降の5年間で243t(約7%)削減**※します。これにより、目標年度における事業系ごみ排出量を**3,224t/年以下**とします。

※第二次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)を平成12年度~27年度までの15年間で約20%削減することを目標としています。これを5年間に換算すると約7%の削減となるため、中間目標年度以降5年間で約7%削減します。

2.2 リサイクル率

リサイクル率に係る目標は、以下のとおりとします。

リサイクル率を 28%以上にします。



◆今後、資源化に資する施策を積極的に展開することにより、リサイクル率を今後5年間で**7.8%増やします**。これにより、中間目標年度におけるリサイクル率を**25%**とし、**国の基本方針の目標を達成**します。

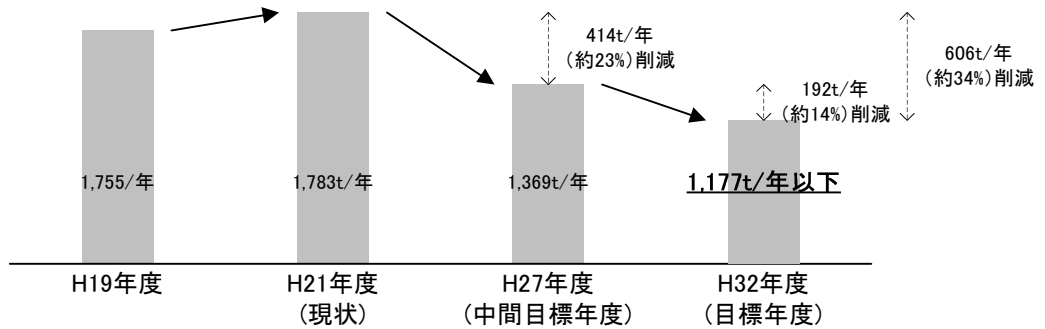
◆その後も資源化を推進し、**中間目標年度以降の5年間でリサイクル率を約3%増やします**※。これにより、目標年度におけるリサイクル率を**28%以上**とします。

注)国の基本方針では、リサイクル率を平成19年度~27年度までの8年間で約5%増やすことを目標としています。これを5年分に換算すると約3%の増加となるため、中間目標年度以降の5年間で約3%増やします。

2.3 最終処分量

最終処分量に係る目標は、以下のとおりとします。

最終処分量を 1,177t/年以下にします。



- ◆今後、減量化に資する施策を積極的に展開することにより、最終処分量を**今後5年間で414t (約23%)削減**します。これにより、中間目標年度における最終処分量を**1,369t/年**とし、**国の基本方針の目標を達成**します。
 - ◆その後も減量化を推進し、**中間目標年度以降の5年間で192t (約14%)削減**します^{*}。これにより、目標年度における最終処分量を**1,177t/年以下**とします。
- 注)国の基本方針では、最終処分量を平成19年度～27年度までの8年間で約22%削減することを目標としています。これを5年分に換算すると約14%の削減となるため、中間目標年度以降の5年間で約14%削減します。

3 基本方針

ごみ処理に係る課題の解決及び数値目標の達成により“市民・事業者・行政の協働と連携による循環型のまち”の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定します。

基本方針 1 市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進

本計画では、1人1日あたりのごみ排出量を平成23年度～32年度までの10年間で、平成21年度比で約23% (220g) 削減し、719g/人・日とすることを目標としています。この目標を達成するためには、市民・事業者・行政が連携し、発生・排出抑制に向けた共通の意識を持ち、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要です。

したがって、市は、一般廃棄物処理の責任主体として、発生・排出抑制に係る施策を策定するとともに、それらの施策を効果的に展開するため、市民及び事業者に対して周知徹底を図ります。また、市民及び事業者は、排出者としての責任を果たすため、市が策定した施策に積極的に協力することとします。

基本方針 2 適正処理の推進

本市で排出されるごみは、高梁地域事務組合のごみ処理施設で適正に処理されており、今後とも、同施設で処理を行う方針です。しかし、同施設は、本計画期間中に一般的にいわれる耐用年数を迎えます。ごみ処理施設の新設には多額の費用が必要となりますが、厳しい財政状況を考慮すると、ごみ処理施設整備に係る費用を抑制する必要があります。したがって、計画的な補修・維持管理を行い、施設の延命化を図ります。

また、本市内では各種リサイクル法施行後、不法投棄が増加していますが、不法投棄ごみは土壌や地下水汚染の発生原因となります。今後、不法投棄の防止に向けた対策も講じ、不法投棄の削減に努めます。

基本方針 3 循環資源の利用促進

排出されたごみのリサイクルは、リサイクル率の向上だけではなく、最終処分量の削減にも大きな効果をもたらします。今後、資源ごみのリサイクルに資する集団回収や拠点回収を推進します。また、現在は焼却処理されている燃やせるごみの中には資源化できるものが多く含まれていることから、これらのリサイクルの推進を図ります。

特に、廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく地球温暖化対策にも資することから、たい肥化や BDF 化等の処理方法の中から本市の特性に応じた処理方法を検討します。

基本方針 4 市民・事業者への情報提供及び環境教育の推進

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するためには、本市のごみ処理の現状や“なぜ、排出抑制やリサイクルを推進する必要があるのか”ということをも市民・事業者理解してもらうことが重要です。

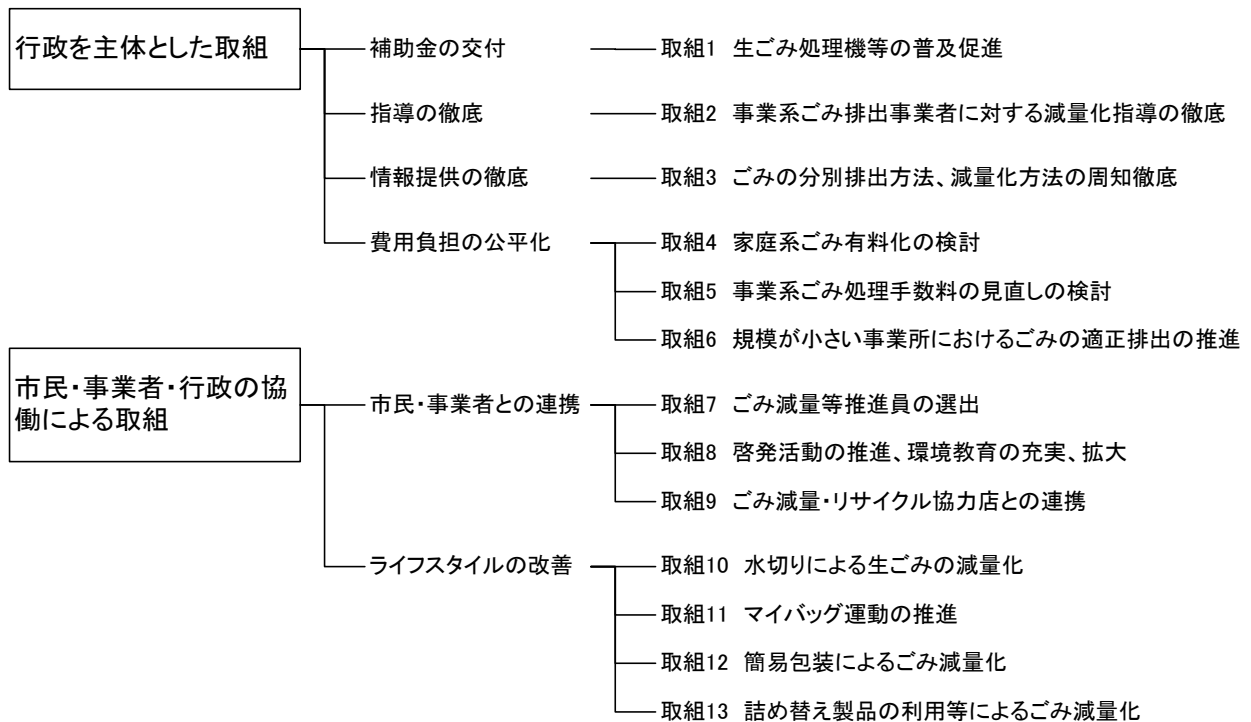
したがって、市民・事業者に対して、ごみ処理に係る情報を積極的に提供するとともに、“ごみ”を題材とした環境教育の推進を図ります。

4 ごみの排出抑制・再資源化のための取組

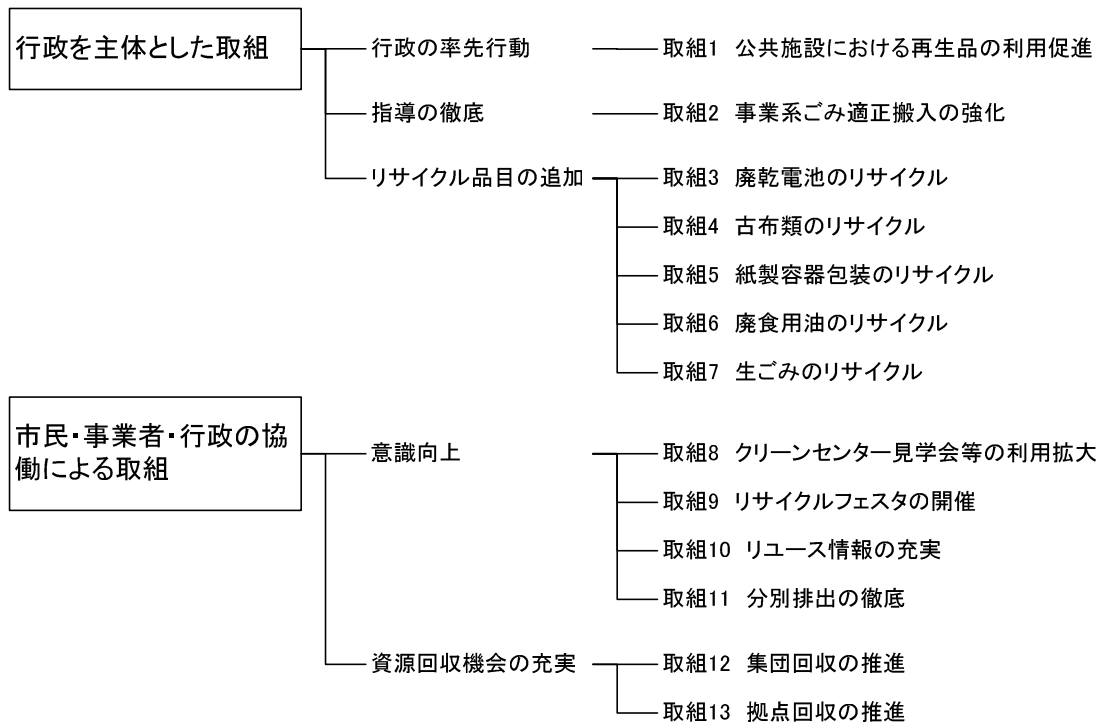
ごみの排出抑制・再資源化に係る主な取組は、以下のとおりです。

本市では、以下の取組を実施し、ごみの排出抑制・再資源化を図ります。なお、新たに実施する取組については、必要に応じて、その内容等について、市民・事業者から意見を聴取するものとしてします。

【排出抑制・減量化に係る主な取組】



【再資源化に係る主な取組】



4.1 排出抑制・減量化に係る取組

排出抑制・減量化に係る取組は、以下のとおりです。

取組 1 生ごみ処理機等の普及促進

本市では、生ごみ処理機の設置補助制度を設け、生ごみ処理機を設置する市民に対して、一定の補助金を交付しています。今後とも、本制度を継続するとともに、本制度の利用拡大のため、啓発チラシを配布するなどの普及活動を行います。また、ダンボールコンポスト等の普及促進も図ります。

取組 2 事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの排出抑制を目的とし、減量化・資源化計画の策定を指導します。また、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理の責任を明確にし、適正処理を指導します。

また、減量化や資源化に積極的に取り組んでいる事業者をホームページで紹介します。

取組 3 ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底

本市では、ごみの分別やし方をホームページに掲載するとともに、ごみカレンダーも作成し、市民に対してごみの分別排出に係る情報を提供しています。一方、市民からは、『ごみの分別排出を分かりやすく提示してもらいたい』、『家庭や事業所で簡単に行える減量化方法を教えてもらいたい』等の要望が出ています。

今後とも、分別方法等のホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、ごみ分別ガイドブック等を作成し、市民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供します。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報紙やチラシ等を活用し、情報提供します。

取組 4 家庭系ごみ有料化の検討

平成 17 年 5 月 26 日に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく、「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されました。

また、平成 22 年 10 月現在において、岡山県内の約 78%の自治体で家庭系ごみの有料化が行われています。

これらの状況をふまえ、本市においても家庭系ごみの有料化について検討します。

取組 5 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

近年、本市のごみ処理経費は増加傾向にあります。また、廃棄物処理法では、事業所から排出されるごみは事業者の責任において処理することとされています。

このような状況をふまえ、今後、排出事業者責任の徹底や受益者負担の公平性の観点から、事業系ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

取組 6 規模が小さい事業所におけるごみの適正排出の推進

現在、規模が小さい事業所において発生するごみは、家庭系ごみのステーションに排出され、家庭系ごみとして収集・処理されているものが多くあります。一方、廃棄物処理法では、事業所から排出されるごみは事業者の責任において処理することとされています。

このような状況をふまえ、規模が小さい事業所において適正にごみが排出されるよう、指導します。なお、指導にあたっては、町内会や後述のごみ減量等推進員と連携します。

取組 7 ごみ減量等推進員の選出

市民レベルでのごみ減量に取り組むため、ごみ減量等推進員を選出し、公民館単位でのごみ減量化を推進します。

取組 8 啓発活動の推進、環境教育の充実、拡大

本市のごみ処理の現状等を広報紙等に掲載し、市民にごみ処理の現状を認識してもらうとともに、排出抑制の定着とごみに対する市民の意識向上を図ります。また、市内のイベント等の様々な機会を積極的に活用して、ごみの排出抑制や適正分別排出を呼び掛けます。

さらに、ごみ減量等推進員と連携しながら、市民を対象とした出前講座等を実施します。

取組 9 ごみ減量・リサイクル協力店との連携

市内には、簡易包装やマイバッグ運動、食品トレー等の店頭回収等に取り組んでいる販売店があります。これらの販売店については、今後、広報紙やホームページにおいて“ごみ減量・リサイクル協力店”として紹介し、各店舗での取組状況等の情報を提供します。

取組 10 水切りによる生ごみの減量化

燃やせるごみの中に 30~40% (重量比) 含まれている生ごみには多くの水分が含まれており、生ごみの水分をできるだけ除去して排出することによりごみの減量化が図れます。

したがって、市民に対し、水切り袋の使用等により、生ごみに含まれる水分をできるだけ除去して排出するよう呼びかけます。

取組 11 マイバッグ運動の推進

本市では、市内の大半の販売店がレジ袋を無償配布しています。一方、全国的には、レジ袋の有料化が積極的に行われています。このような状況をふまえ、本市においても、岡山県と歩調をあわせながら、多くの販売店がレジ袋削減に向けた取組を実施するよう販売店に働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などを呼び掛けます。

取組 12 簡易包装によるごみ減量化

販売店に対し、簡易包装を呼びかけるとともに、市民に対しては、量り売りやバラ売りのものを積極的に選ぶよう呼びかけます。これらの取組により、包装を必要最小限に抑え、包装材の減量化に努めます。

取組 13 詰め替え製品の利用等によるごみ減量化

市民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰め替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切に作る生活スタイルを心掛けるよう、呼びかけます。

4.2 再生資源化に係る施策

再生利用に係る取組は、以下のとおりです。

取組 1 公共施設における再生品の利用促進

公共施設において、古紙利用のトイレットペーパーやコピー用紙など、環境にやさしい製品の利用を行います。

取組 2 事業系ごみ適正搬入の強化

クリーンセンターでの搬入指導等を行うことにより事業系ごみの分別排出の徹底を図り、燃やせるごみ排出量の削減及び資源回収量の増加を図ります。

取組 3 廃乾電池のリサイクル

現在、廃乾電池は、燃やせないごみとして埋立処分していますが、今後は拠点回収等によるリサイクルについて検討します。

取組 4 古布類のリサイクル

現在、古布類は集団回収により回収していますが、資源ごみとしての分別回収は行っていません。ごみの組成調査により、燃やせるごみの中に重量比で3%程度の布類が含まれていることが明らかになったため、今後、古布類のリサイクルに向けた検討を行います。

取組 5 紙製容器包装のリサイクル

現在、資源ごみとして紙パック、ダンボール、古新聞、古雑誌を回収していますが、容器包装リサイクル法の対象品目の 1 つである紙製容器包装材は燃やせるごみとして焼却処理しています。ごみ組成調査により、燃やせるごみの中に重量比で 10%程度の紙製容器包装材が含まれていることが明らかになったため、今後、紙製容器包装材のリサイクルに向けた検討を行います。

取組 6 廃食用油のリサイクル

家庭や事業所で不要となった廃食用油の回収・リサイクルの実施に向けた検討を行います。回収した廃食用油は、二酸化炭素等や黒煙の排出量が少ないバイオディーゼル燃料（BDF）等の原料として利用します。

取組 7 生ごみのリサイクル

家庭や事業所から排出される生ごみについて、各家庭や事業所、各種団体単位でのリサイクルを推進します。

取組 8 クリーンセンター見学会等の利用拡大

本市では、クリーンセンターの見学会や紙すき等の体験講座を開催していますが、見学会、体験講座とも参加人数は減少傾向にあります。

今後、広報紙やホームページ等において、これらの取組を積極的に PR し、参加人数の拡大を図ります。また、体験講座等のプログラムの充実を図ります。

取組 9 リサイクルフェスタの開催

子供から大人まで地球に優しいライフスタイルの定着が図れるよう、リサイクルフェスタを開催します。フェスタでは市民・事業者・行政の協働による廃棄物の排出抑制・再利用をはじめ、リサイクルの推進を目的としたイベントを開催します。

取組 10 リユース情報の充実

リサイクルプラザの再生品展示室及びリサイクル工房の充実を図るとともに、リサイクル品の販売を行います。また、家庭で不要となった品物の情報をホームページや公共施設の掲示板、広報紙等で提供します。

さらに、市民同士が気軽に不要品等の情報交換を行うことができるよう、市のホームページ内への情報交換掲示板の開設について検討します。

取組 11 分別排出の徹底

現在、本市では資源ごみとして8品目を回収していますが、燃やせるごみの中に資源化が可能な新聞・雑誌・プラスチック等が混入しています。今後、市民への啓発を行うことにより分別の徹底を図り、資源回収量の増加を図ります。

取組 12 集団回収の推進

本市では、ごみ減量化協力団体報奨制度を設け、紙類等の資源回収を行っています。今後とも、本制度を継続し、資源化の推進を行うとともに、取組みを行う団体の増加に向けた啓発活動を行います。また、ホームページや広報紙、各戸配布啓発資料を活用して、集団回収の実施情報等を市民に提供し、集団回収の推進を図ります。

取組 13 拠点回収の推進

本市では、市役所、各地域局、市民センター、連絡所、公民館で廃蛍光管の拠点回収を行っています。また、市内のスーパー等では、食品トレーやペットボトル等の回収を行っています。

今後とも、公共施設等での拠点回収を行うとともに、販売店と連携し、販売店での拠点回収を推進します。また、市民に対しては、拠点回収場所及び拠点回収品目等について、情報提供を行います。

4.3 目標達成時のごみ排出量等

上記の施策の確実な実施により、本計画の目標を達成した場合のごみ排出量等の推移は、図 3-35～図 3-37 及び表 3-36～表 3-38 に示すとおりです。

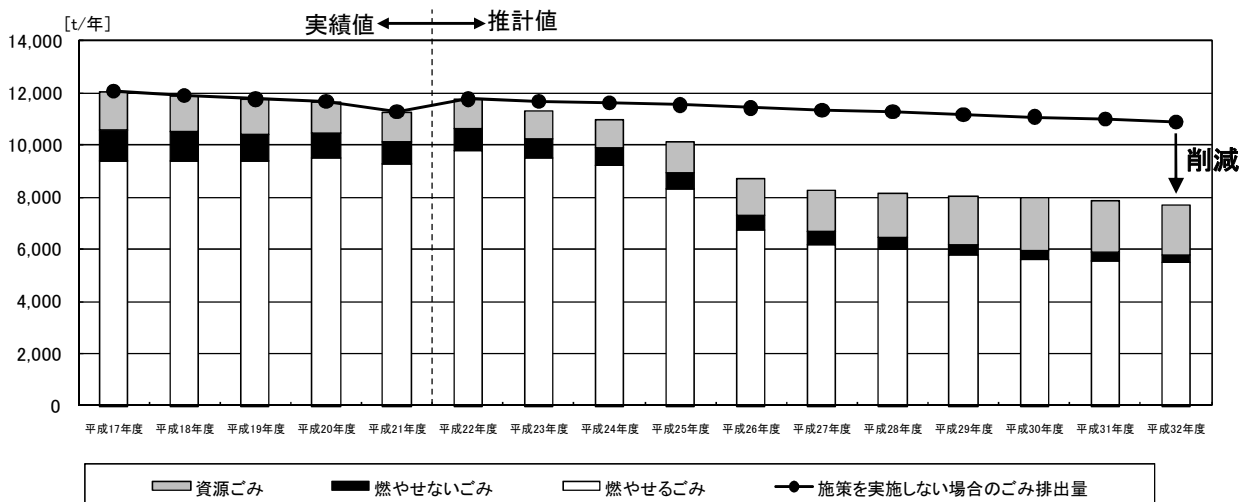


図 3-35 ごみ総排出量の推移 (ごみ種別、目標達成時)

表 3-36 ごみ総排出量の推移（ごみ種別、目標達成時）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	9,266	6,161	5,453
燃やせないごみ [t/年]	891	493	319
資源ごみ [t/年]	1,119	1,594	1,957
合計 [t/年]	11,276	8,248	7,729

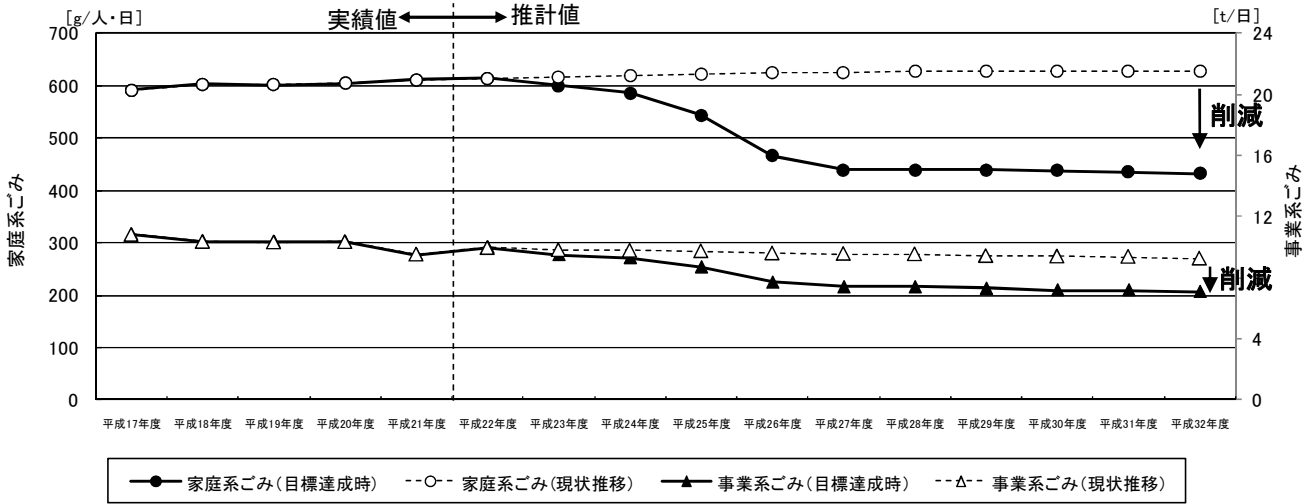


図 3-36 ごみ排出原単位の推移

表 3-37 ごみ排出原単位の推移

		平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
家庭系ごみ [g/人・日]	目標達成時	611.8	439.2	432.1
	現状推移	611.8	624.9	628.8
事業系ごみ [t/日]	目標達成時	9.5	7.4	7.1
	現状推移	9.5	9.6	9.3

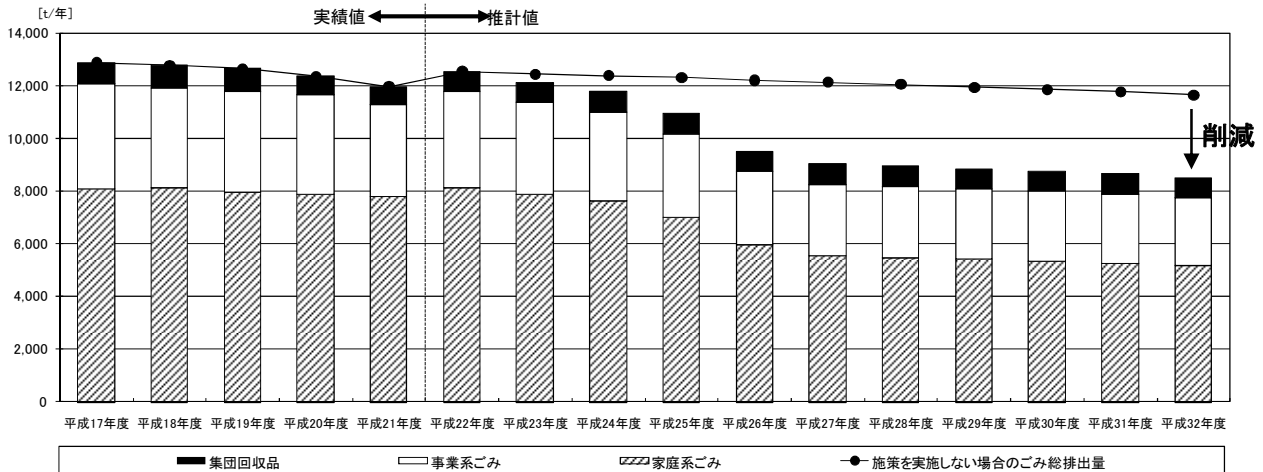


図 3-37 ごみ総排出量の推移（排出源別、目標達成時）

表 3-38 ごみ総排出量の推移（排出源別、目標達成時）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
家庭系ごみ [t/年]	7,796	5,523	5,148
事業系ごみ [t/年]	3,480	2,725	2,581
集団回収品 [t/年]	685	770	770
合計 [t/年]	11,961	9,018	8,499

4.4 目標達成時のごみ処理に係る温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

目標達成時のごみ処理に係る温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、図 3-38 及び表 3-39 に示すとおりです。

温室効果ガス排出量は、上記の施策の確実な実施により、目標年度までに平成 21 年度比で約 45%減少すると見込まれます。

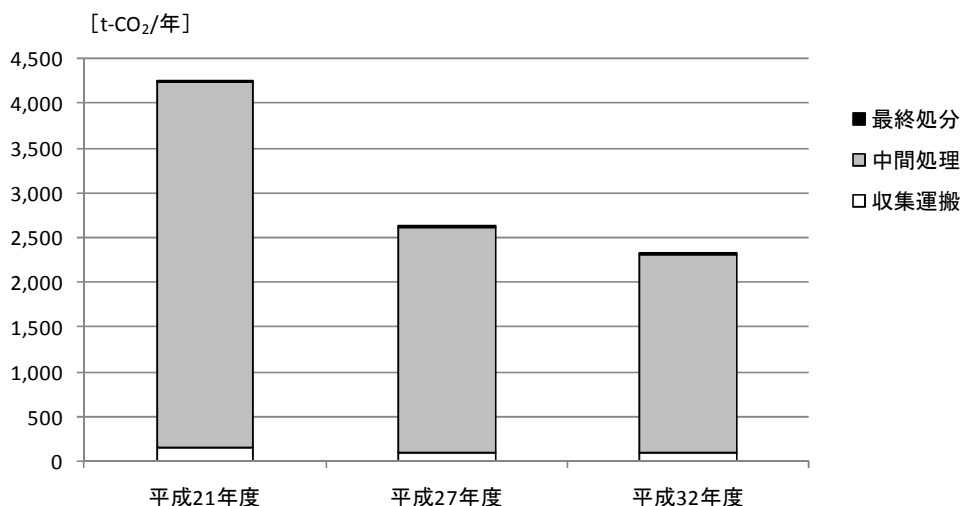


図 3-38 目標達成時のごみ処理に係る温室効果ガス排出量

表 3-39 目標達成時のごみ処理に係る温室効果ガス排出量

	平成 21 年度	平成 27 年度 (中間目標年度)	平成 32 年度 (目標年度)
収集運搬 [t-CO ₂ /年]	155	103	96
中間処理 [t-CO ₂ /年]	4,075	2,515	2,211
最終処分 [t-CO ₂ /年]	30	20	17
合計 [t-CO ₂ /年]	4,260	2,638	2,324

5 収集運搬計画

5.1 計画収集区域

計画収集区域は、これまでどおり、市内全域とします。

5.2 実施主体

収集運搬の実施主体は、高梁市とします。

5.3 収集形態

現在、成羽地域の一部では直営収集を行っていますが、平成 23 年度からは委託収集に切り替えるものとします。

また、一時多量ごみ及び事業系ごみについては、自己搬入及び許可業者によるものとします。

5.4 収集方式

収集方式は、これまでどおり、表 3-40 のとおりとします。

また、廃蛍光管については、これまでどおり、市役所、各地域局・市民センター・連絡所・公民館での拠点回収を行います。

なお、新たに分別回収を行う品目については、各品目に適した収集方法等を検討します。

表 3-40 収集方式

		収集方式	排出方法
燃やせるごみ		ステーション収集	無色透明または半透明の袋
燃やせないごみ		ステーション収集	無色透明または半透明の袋
資源ごみ	カン類	ステーション収集	指定の大型バッグへ
	びん類	ステーション収集	指定のコンテナへ
	ペットボトル	ステーション収集	指定の大型バッグへ
	その他プラスチック	ステーション収集	指定の大型バッグへ
	紙類	ステーション収集	ひも綴じ
	新聞	ステーション収集	ひも綴じ
	雑誌	ステーション収集	ひも綴じ

5.5 収集頻度

現在、収集頻度は、地域の実情にあわせて合併前の旧市町単位で異なります。

今後とも、地域の実情にあった収集頻度を維持します。

5.6 新規分別品目

今後、リサイクル率の向上等を目的に、新たに分別収集する品目を追加する場合は、対象とする品目に適した排出方法・収集頻度を設定するものとします。

6 中間処理計画

6.1 実施主体

中間処理の実施主体は、高梁地域事務組合とします。

6.2 中間処理を行うごみの種類及び処理方法等

中間処理の方法は、表 3-41 のとおりとします。

表 3-41 中間処理の方法

		処理施設	処理方法
燃やせるごみ		焼却施設	焼却
燃やせないごみ		粗大ごみ処理施設	破碎・選別
資源ごみ	カン類	リサイクルプラザ	選別・圧縮
	びん類	リサイクルプラザ	選別
	ペットボトル	リサイクルプラザ	選別・圧縮・梱包
	その他プラスチック	リサイクルプラザ	選別・圧縮・梱包
	紙類	リサイクルプラザ	保管
	新聞	リサイクルプラザ	保管
	雑誌	リサイクルプラザ	保管

6.3 施設の整備計画等

6.3.1 焼却施設

(1) 基本方針

本市で発生する燃やせるごみは、高梁地域事務組合の焼却施設で処理しています。燃やせるごみについては、今後とも、高梁地域事務組合の焼却施設で処理するものとします。

なお、焼却施設での処理量の見込みは、表 3-42 に示すとおりです。

表 3-42 焼却施設での処理量の見込み

	平成 27 年度 (中間目標年度)	平成 32 年度 (目標年度)
燃やせるごみ [t/年]	6,161	5,453
粗大残渣(可燃物) [t/年]	167	108
合計 [t/年]	6,328	5,561

(2) 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の焼却施設は、稼働から 11 年が経過していますが、定期的な補修等により、安定した稼働を行っています。また、平成 20 年 10 月からは、施設の維持管理を民間事業者へ長期責任委託（平成 30 年 3 月末まで）しており、今後とも、現施設の適正な維持管理に努めます。

また、本施設は、本計画期間中に、一般的にいわれる耐用年数（20～25 年）を迎えることから、施設の整備に向けた検討を行います。検討にあたっては、コストだけでなく、環境負荷の低減にも配慮するとともに、現施設の延命化についても検討するものとします。

6.3.2 粗大ごみ処理施設

(1) 基本方針

本市で発生する燃やせないごみは、高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設で処理しています。燃やせないごみについては、今後とも、高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設で処理するものとします。

なお、粗大ごみ処理施設での処理量の見込みは、表 3-43 に示すとおりです。

表 3-43 粗大ごみ処理施設での処理量の見込み

	平成 27 年度 (中間目標年度)	平成 32 年度 (目標年度)
燃やせないごみ [t/年]	493	319

(2) 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設は、適正な維持管理が行われていますが、今後とも、現施設の適正な維持管理に努めます。

また、本施設は、稼働から 30 年が経過しており、老朽化が進行していることから、施設の整備に向けた検討を行います。なお、検討にあたっては、コストだけでなく、環境負荷の低減にも配慮します。

6.3.3 リサイクルプラザ

(1) 基本方針

本市で発生する資源ごみは、高梁地域事務組合のリサイクルプラザで処理しています。資源ごみについては、今後とも、高梁地域事務組合のリサイクルプラザで処理するものとします。

なお、リサイクルプラザでの処理量の見込みは、表 3-44 に示すとおりです。

表 3-44 リサイクルプラザでの処理量の見込み

	平成 27 年度 (中間目標年度)	平成 32 年度 (目標年度)
カン類 [t/年]	46	34
びん類 [t/年]	180	150
ペットボトル [t/年]	64	59
その他プラスチック [t/年]	63	25
紙類 [t/年]	86	59
新聞 [t/年]	429	557
雑誌 [t/年]	174	174
合計 [t/年]	1,042	1,058

(2) 施設の整備計画等

高梁地域事務組合のリサイクルプラザは、稼働から 10 年が経過していますが、定期的な補修等により、安定した稼働を行っています。今後とも、現施設の適正な維持管理を行います。

また、本施設は、本計画期間中に、一般的にいわれる耐用年数（20～25 年）を迎えることから、施設の整備に向けた検討を行います。なお、検討にあたっては、コストだけではなく、環境負荷の低減にも配慮するとともに、現施設の延命化についても検討するものとします。さらに、新たなリサイクル手法の導入についても検討します。

6.3.4 バイオマスの利活用

高梁市バイオマスタウン構想では、生ごみや剪定枝等の堆肥化や廃食用油のバイオディーゼル燃料化等に係る取組工程が示されています。堆肥化施設やバイオディーゼル燃料化施設の整備にあたっては、民間活力の導入を基本に検討します。

6.3.5 中間処理の広域化

新岡山県ごみ処理広域化計画では、高梁ブロックにおいて、平成 31 年度をめどに次期中間処理施設（広域処理施設）を整備することが掲げられています。

したがって、施設整備の検討にあたっては、広域ブロック関係市町村との調整を行うものとします。

7 最終処分計画

7.1 実施主体

最終処分の実施主体は、高梁地域事務組合とします。

7.2 最終処分を行うごみの種類

最終処分対象物は、焼却残渣及び不燃粗大残渣とします。

7.3 施設の整備計画等

7.3.1 基本方針

現在、焼却施設で発生する焼却残渣及び粗大ごみ処理施設で発生する不燃粗大残渣は、高梁地域事務組合の最終処分場に埋立処分しています。これらについては、今後とも、高梁地域事務組合の最終処分場に埋立処分するものとします。

なお、最終処分量の見込みは、表 3-45 に示すとおりです。

表 3-45 最終処分量の見込み

	平成 27 年度 (中間目標年度)	平成 32 年度 (目標年度)
焼却残渣 [t/年]	886	779
不燃粗大残渣 [t/年]	203	131
合計 [t/年]	1,089	910

7.3.2 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の最終処分場は、供用開始から 30 年が経過していますが、適正な管理を行いながら、焼却残渣等の埋立処分を行っています。今後とも、現施設の適正な維持管理を行います。

また、最終処分場（第一期分）は残余容量が逼迫しており、本計画期間中に満杯になる見込みであることから、第二期分の整備に向けた検討を行う必要があります。なお、検討にあたっては、長期的な視点から最終処分量や残余年数の予測を行い、効率的な施設整備を行うこととします。

7.3.3 最終処分の広域化

新岡山県ごみ処理広域化計画では、高梁ブロックにおいて、残余容量を管理しながら計画的な施設整備を進めることが掲げられています。

したがって、施設整備の検討にあたっては、広域ブロック関係市町村との調整を行うものとしてします。

8 その他ごみ処理に関し必要な事項

8.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

8.1.1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理されています。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を行うものとしします。

8.1.2 ばいじん

高梁地域事務組合の焼却施設で発生するばいじんは、現状どおり、最終処分場に埋立処分します。

8.1.3 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、市民等に対する啓発を行います。

8.2 適正処理困難物の適正処理

平成6年厚生省告示第51号において、適正処理困難物として以下の4品目が指定されています。

このうち、廃テレビ受信機及び廃電気冷蔵庫については、家電リサイクル法にのっとり処理を行います。また、廃ゴムタイヤ及びスプリングマットレスについては、市は引き取りを行わず、業者引取などで処分するように市民に対して啓発します。

- ◆廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ◆廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ◆廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ◆廃スプリングマットレス

また、処理が困難なため収集していないごみについては、業者引取などで処分するように市民に対して啓発します。

8.3 散在性ごみ対策

広報紙やホームページでの啓発を行い、ごみやタバコのポイ捨てを行わないよう、市民に呼びかけます。

8.4 不法投棄対策

本市では、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止を呼びかける看板を設置しています。今後は、必要に応じて看板の設置を行うとともに、広報紙やホームページにおいて不法投棄防止を呼びかけ、不法投棄量の削減に努めます。

また、不法投棄の監視体制についても検討します。

8.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に発生する廃棄物は、「高梁市地域防災計画（平成22年4月）」に基づき、近隣市町村、県及び防災関係機関等と連絡を密にして、廃棄物の適正処理を図るものとしします。

8.6 進行管理計画

8.6.1 施策体制の整備

前述の施策を確実な効果が得られる施策とするため、行政と市民とが意見交換を行いながら検討します。具体的には、ごみ減量化等推進審議会や環境を考える会において、行政と委員会で意見交換を行いながら、有効な施策について検討を行います。

8.6.2 計画の検証方法

本計画における数値目標の達成状況について、毎年検証を行うものとしします。また、検証の結果については、ホームページ等で公表します。

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

1.1 生活排水処理の現状

1.1.1 し尿処理の流れ

本市の生活排水処理の流れは図 4-1、し尿処理施設の位置は図 4-2 に示すとおりです。

本市の生活排水は、下水道終末処理場、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で処理を行っています。

し尿処理施設では、搬入されたくみとりし尿及び浄化槽汚泥を嫌気性消化処理及び希釈し、下水道に放流しています。また、下水道終末処理場で発生する汚泥は、一部を堆肥化し、それ以外は焼却処理後、埋立処分しています。

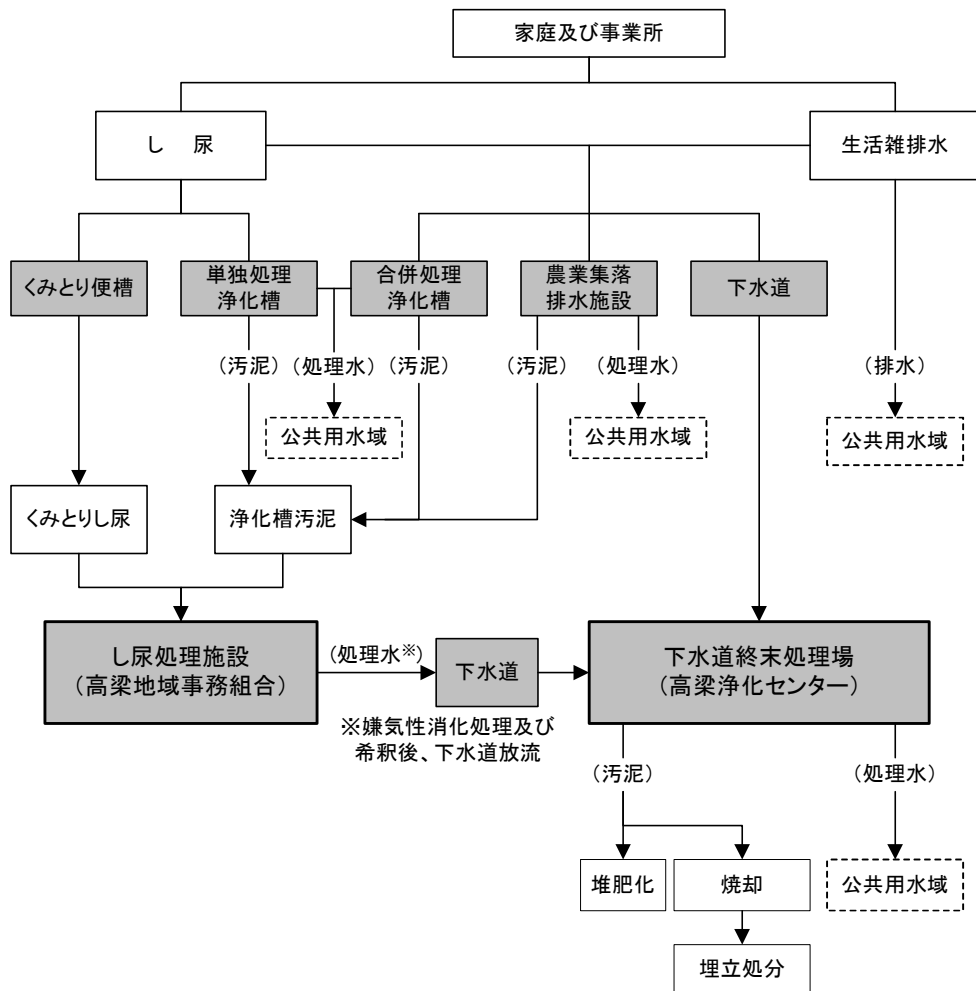


図 4-1 生活排水処理の流れ (平成 22 年度現在)



図 4-2 し尿処理施設の位置図

1.1.2 処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移は、図 4-3 及び表 4-1 に示すとおりです。

下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向、単独処理浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向にあります。また、農業集落排水人口は横ばいで推移しています。

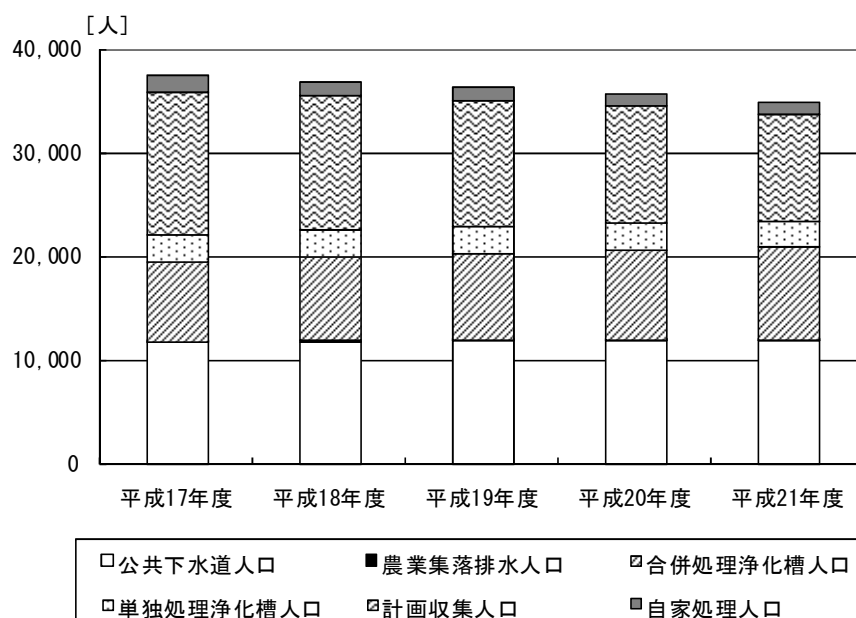


図 4-3 処理形態別人口の推移

表 4-1 処理形態別人口の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
水洗化人口 [人]	下水道人口	11,680	11,795	11,845	11,830	11,837
	農業集落排水人口	90	90	82	82	82
	合併処理浄化槽人口	7,613	8,027	8,331	8,619	8,915
	単独処理浄化槽人口	2,741	2,696	2,651	2,606	2,561
	水洗化人口計	22,124	22,608	22,909	23,137	23,395
非水洗化人口 [人]	計画収集人口	13,761	12,816	12,014	11,299	10,362
	自家処理人口	1,529	1,424	1,335	1,256	1,151
	非水洗化人口計	15,290	14,240	13,349	12,555	11,513
合計 [人]		37,414	36,848	36,258	35,692	34,908

1.1.3 し尿、浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の推移

し尿、浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の推移は、図 4-4 及び表 4-2 に示すとおりです。

し尿の排出量及び自家処理量は減少傾向、浄化槽汚泥の排出量は増加傾向にあります。

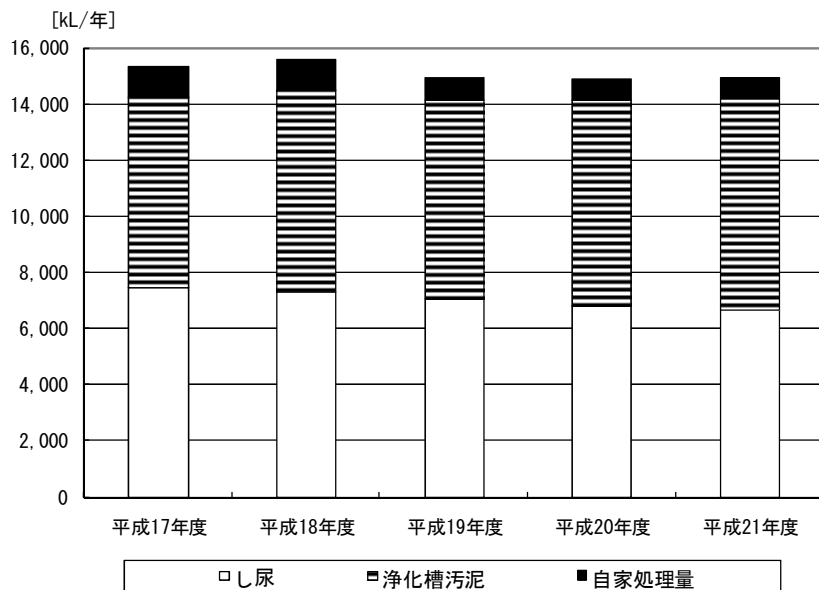


図 4-4 し尿、浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の推移

表 4-2 し尿、浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
し尿 [kL/年]	7,502	7,339	7,100	6,848	6,678
浄化槽汚泥 [kL/年]	6,739	7,183	7,070	7,307	7,515
自家処理量 [kL/年]	1,093	1,069	797	760	742

1.1.4 収集体制

し尿の収集運搬は直営及び委託、浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行っています。

1.1.5 処理主体

生活排水の処理主体は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	高梁市
農業集落排水施設	//	//
合併処理浄化槽	//	個人・事業所
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業所
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	高梁地域事務組合

1.1.6 し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 し尿処理施設の概要

名称	高梁地域事務組合 クリーンセンター し尿処理施設
所在地	高梁市段町 748
設置主体	高梁地域事務組合
管理体制	委託
処理対象	し尿、浄化槽汚泥
竣工年月日	昭和 35 年 (12kL/日) 昭和 42 年~43 年 (20kL/日増設) 昭和 49 年~50 年 (30kL/日増設) 【処理能力 62kL/日】 平成 13 年 3 月 (全面改修工事完了)
公称能力	62kL/日
処理方式	嫌気性消化処理 (公共下水道放流)
残渣処理方法	焼却

1.2 生活排水処理の課題

1.2.1 生活排水処理

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道終末処理場やし尿処理施設等で適正に処理していますが、一部の地区では自家処理が行われています。また、生活雑排水は、人口の約40%にあたる14,074人（平成21年度現在）が未処理のまま、公共用水域に放流しています。

今後は、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、単独処理浄化槽、くみとり及び自家処理人口を削減し、生活雑排水処理率の向上を図る必要があります。

また、下水道が整備されているにも関わらず、下水道への接続が行われていない世帯もあります。したがって、下水道が整備されている地域については、下水道への接続を促進する必要があります。

1.2.2 し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のし尿処理施設で適正に処理しています。し尿処理施設は、平成12年度に全面改修工事を行いました。当初稼働から50年を経過しています。今後とも、施設の適正な維持管理を行うとともに、施設更新に向けた検討を行う必要があります。

2 生活排水処理に係る目標

生活排水の処理は、生活環境の保全上、極めて重要な課題の一つであるため、関連計画及び地域の実情に対応した処理施設を整備していきます。生活排水処理の目標は、表4-5に示すとおりです。

本計画では、生活雑排水処理率を85%にすることを目標とします。

表4-5 生活排水処理の目標

	平成21年度 実績値	平成27年度 (中間目標年度)	平成32年度 (目標年度)
生活雑排水処理率 [%]	60	70	85

3 基本方針

生活排水処理に係る課題を解決するため、基本方針を次のとおり掲げ、施策の展開及び施設の整備を行います。

基本方針 1 公共用水域の水質保全

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、生活雑排水処理率の向上を図り、公共用水域の水質保全を図ります。

基本方針 2 啓発活動及び環境教育の推進

公共用水域の水質保全を図るためには、生活排水処理に対する市民の意識向上が不可欠です。したがって、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、出前講座等により環境教育の推進を図ります。

4 処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の将来予測

4.1 将来予測の手順

処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥排出量及び自家処理量推計の手順は、図 4-5 に示すとおりです。

し尿については、トレンド推計法により計画収集人口及びし尿排出原単位の将来予測を行い、両者を乗じたものを排出量の推計値としました。

浄化槽汚泥については、浄化槽汚泥の排出原単位及び農業集落排水人口・合併処理浄化槽人口・単独処理浄化槽人口の将来予測を行い、それらを乗じたものを排出量の推計値としました。

自家処理については、トレンド推計法により自家処理人口及び自家処理原単位の将来予測を行い、両者を乗じたものを排出量の推計値としました。

なお、下水道人口は、下水道に係る計画の推計値を採用しました。

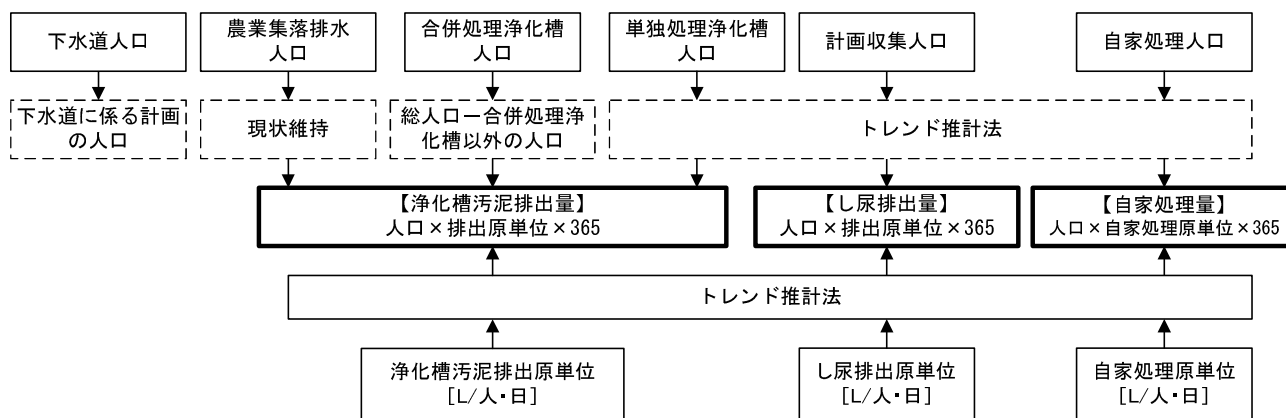


図 4-5 処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥排出量及び自家処理量推計の手順

【排出原単位及び自家処理原単位について】

◆し尿排出原単位

し尿排出原単位は、計画収集人口1人1日あたりどのくらいのし尿を排出しているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{し尿排出原単位 [L/人・日]} \\ & = \text{し尿排出量 [kL/年]} \times 10^3 \div \text{計画収集人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

◆浄化槽汚泥排出原単位

浄化槽排出原単位は、浄化槽人口（合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び農業集落排水人口）1人1日あたりどのくらいの浄化槽汚泥を排出しているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{浄化槽汚泥排出原単位 [L/人・日]} \\ & = \text{浄化槽汚泥排出量 [kL/年]} \times 10^3 \div \text{浄化槽人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

◆自家処理原単位

自家処理原単位は、自家処理人口1人1日あたりの処理量を表すものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{自家処理原単位 [L/人・日]} \\ & = \text{自家処理量 [kL/年]} \times 10^3 \div \text{自家処理人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

4.2 処理人口

目標達成時の処理形態別人口の推移は、図4-6及び表4-6に示すとおりです。

下水道や合併処理浄化槽等の整備により、生活雑排水未処理人口を削減します。

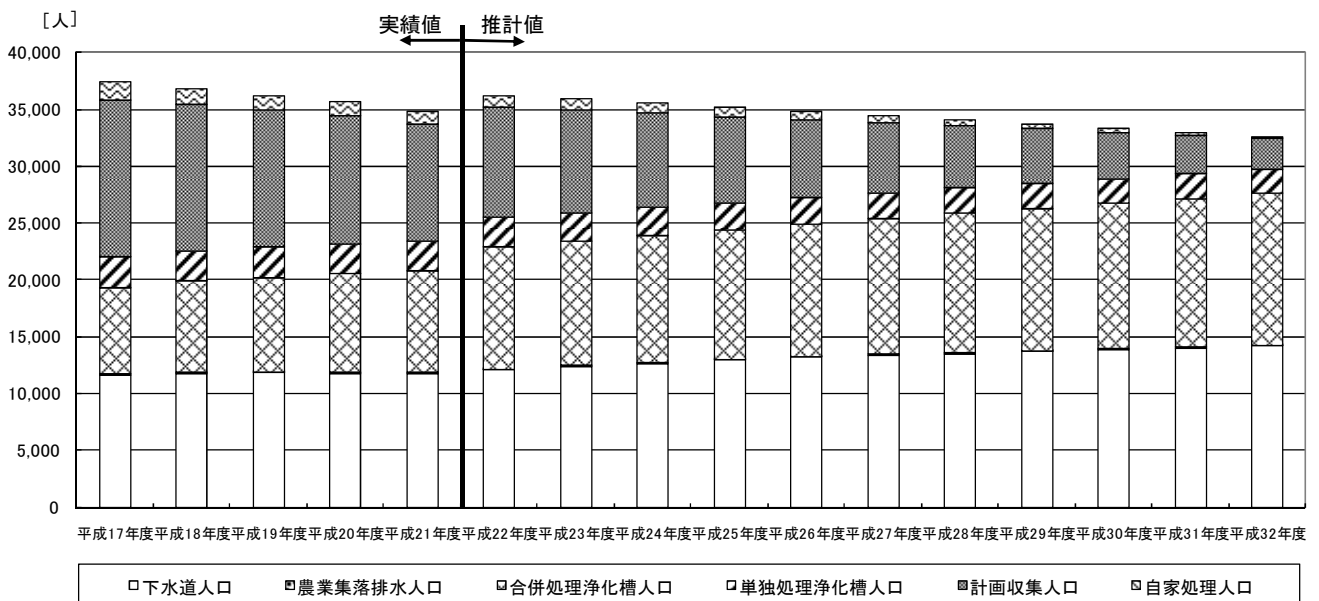


図4-6 処理形態別人口の推移（目標達成時）

表 4-6 処理形態別人口の推移（目標達成時）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
下水道人口 [人]	11,837	13,409	14,204
農業集落排水人口 [人]	82	82	82
合併処理浄化槽人口 [人]	8,915	11,914	13,381
単独処理浄化槽人口 [人]	2,561	2,291	2,066
計画収集人口 [人]	10,362	6,158	2,767
自家処理人口 [人]	1,151	600	138
合計 [人]	34,908	34,454	32,638

4.3 し尿・浄化槽汚泥排出量及び自家処理量

目標達成時のし尿・浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の推移は、図 4-7 及び表 4-7 に示すとおりです。

し尿排出量及び自家処理量については減少しますが、合併処理浄化槽の普及に伴い、浄化槽汚泥排出量は増加する見込みです。

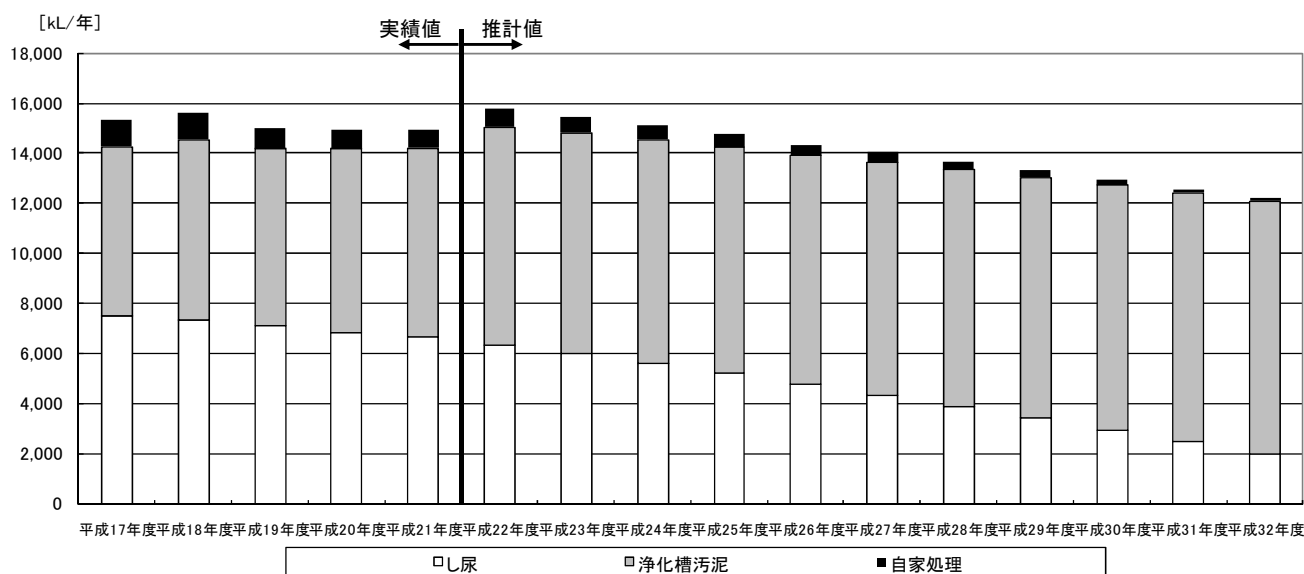


図 4-7 し尿、浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の推移（目標達成時）

表 4-7 し尿、浄化槽汚泥排出量及び自家処理量の推移（目標達成時）

	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
し尿 [kL/年]	6,678	4,338	2,000
浄化槽汚泥 [kL/年]	7,515	9,282	10,089
自家処理 [kL/年]	742	399	92

5 生活排水の処理計画

5.1 処理計画

都市計画区域内においては公共下水道を整備します。また、その他の地域については、地域の特性及び実態等に即し、その利害得失を十分検討し、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業等を実施します。

一方、集落の形態を成していない分散して立地している家屋については、合併処理浄化槽による処理を推進します。また、単独浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換指導を検討します。

なお、今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じ、合併処理浄化槽等の整備を行います。

5.2 目標年度における処理形態別人口等

目標年度における処理形態別人口等は、図 4-8 に示すとおりです。

目標年度における生活雑排水処理率は、約 85% となります。また、目標年度における生活排水の処理は、現在と同様に、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で行い、各施設等の処理主体は現状どおりとします。

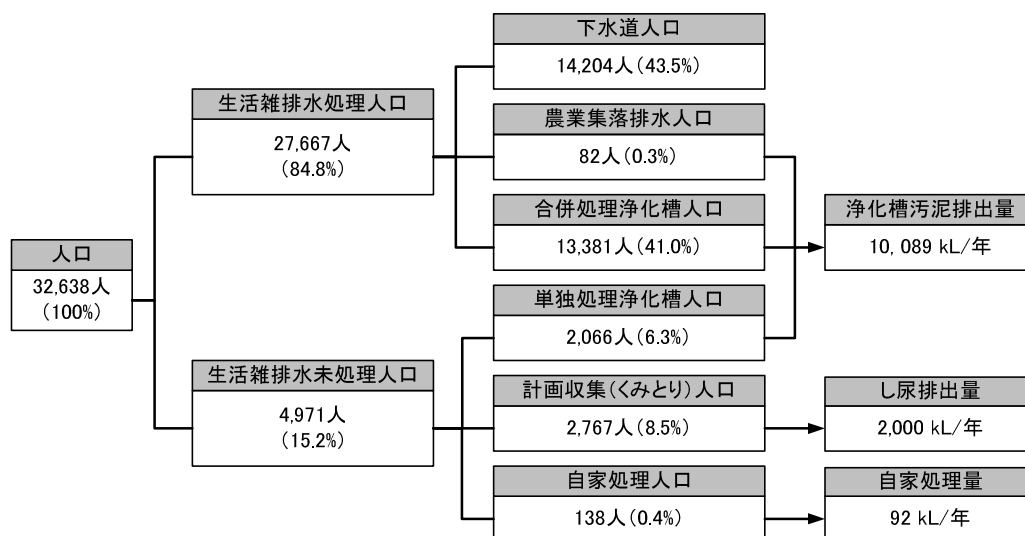


図 4-8 処理形態別人口等 (平成 32 年度)

6 し尿及び汚泥の処理計画

6.1 収集運搬計画

6.1.1 収集運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥については、環境衛生に配慮し、速やかに収集運搬を実施することにより、市民サービスの向上に努めます。

6.1.2 収集区域

収集区域は、市内全域とします。

6.1.3 収集運搬体制

現在、し尿は直営及び委託、浄化槽汚泥は許可業者により収集を行っています。今後とも、現在の体制により、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行います。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の見込みは、表 4-8 に示すとおりです。

表 4-8 収集運搬量の見込み

	平成 27 年度推計値 (中間目標年度)	平成 32 年度推計値 (目標年度)
し尿 [kL/年]	4,338	2,000
浄化槽汚泥 [kL/年]	9,282	10,089

6.2 中間処理計画

6.2.1 中間処理に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のし尿処理施設で適正に処理しています。今後とも、施設の適正な維持管理を行い、適正処理の推進に努めます。

また、し尿処理施設は当初稼働から 50 年を経過し、老朽化が著しいため、施設更新に向けた検討を行います。

6.2.2 目標年度における中間処理量

目標年度の中間処理量の見込みは、表 4-9 に示すとおりです。

目標年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は 12,089kL/年が見込まれますが、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少すると見込まれるため、将来的にはさらに減少すると予想されます。

表 4-9 目標年度（平成 32 年度）における中間処理量の見込み

	中間処理量（排出量）	
	年間 [kL/年]	1 日あたり [kL/日]
し尿排出量	2,000	6
浄化槽汚泥排出量	10,089	28
合計	12,089	34

6.3 最終処分計画

高梁地域事務組合のし尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥を嫌気性消化処理及び希釈し、下水道に放流しています。下水道終末処理場（高梁浄化センター）では、処理工程で発生する汚泥のうち、一部を堆肥化し、それ以外は焼却処理後、埋立処分（市外）しています。汚泥については、今後とも、同様の方法により処分します。

また、し渣は、同組合の焼却施設において焼却後、焼却灰を同組合の一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。今後とも、同様の方法により、埋立処分します。

7 その他処理に関し必要な事項

7.1 市民に対する広報・啓発活動

生活雑排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性等について、今後、広報紙等により、いっそうの周知徹底を図ります。

7.2 環境教育の充実、拡大

一級河川である高梁川の中流に位置する自治体として、下流域への汚濁負荷の排出を最小限に抑えることが重要です。したがって、市民を対象とした出前講座等を実施し、生活排水処理に対する市民の意識向上を図り、高梁川をはじめとする公共用水域の水質保全を図ります。

7.3 地域に関する諸計画との関係

高梁市新総合計画や高梁市下水道基本構想等との整合を図りながら、本計画を推進します。

《 卷 末 資 料 》

高梁市廃棄物減量等推進審議会委員

\	役 職 名 等	氏 名
学識経験者	吉備国際大学 国際環境経営学部 環境経営学科 教授	井 勝 久 喜
各種団体の 代表者	高梁市幼小中学校園長会 副会長	山 本 智 登 志
	高梁商工会議所 専務理事	笹 田 恒 博
	備北商工会 事務局長	渡 辺 俊 雄
	びほく農業協同組合 営農生産部長	山 縣 孝 志
	高梁市婦人協議会 会計	川 上 喜 代
	高梁母親クラブ 代表	菊 地 真 理 子
	高梁市環境衛生協議会 会長	徳 森 勝 造
関係機関	岡山県備中県民局 環境課 総括参事	二 階 堂 日 出 伸
	高梁地域事務組合事務局 庶務係主任	中 藤 宏 和

高梁市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 160 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7の規定に基づき、高梁市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、委員は、学識経験者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

5 会長は、必要があると認めるときは、審議会の事案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員及び前条第 5 項に規定する者が審議会の求めに応じて、審議会に出席し、又は公務のため旅行したときは、報酬及び旅費を支給する。

2 前項に規定する報酬及び旅費の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年高梁市条例第 35 号)を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、廃棄物処理等の担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。